

平成30年9月11日から
平成30年9月12日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成30年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月11日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
厚生文教委員会所管事務調査報告	17
一般質問	18
櫻井一隆君	18
深見迪君	22
渡邊定之君	32
松下哲也君	35
報告第10号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	37
延会の宣告	48

第2号(9月12日)

開議の宣告	54
議案第59号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	54
議案第60号 工事請負契約の締結について	55
議案第61号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第62号 平成30年度標茶町一般会計補正予算	57
議案第63号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	57
議案第64号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	57
認定第1号 平成29年度標茶町一般会計決算認定について	61
認定第2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	61
認定第3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	61
認定第4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	61
認定第5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	61
認定第6号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	61
認定第7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算認定について	61
認定第8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算認定について	61
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	61
意見書案第17号 地方自治体における消費者行政の充実・強化を求める意見書	62

意見書案第18号	介護保険制度の抜本的改革を求める意見書	63
意見書案第19号	オスプレイの訓練地域拡大をやめ、国内飛行の中止を求める意見書	63
意見書案第20号	制度資金等の償還猶予を求める意見書	64
意見書案第21号	日EU・EPAの慎重な審議を求める意見書	65
意見書案第22号	下水道施設の改築に係る国費支援の継続に関する意見書	65
意見書案第23号	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書	66
意見書案第24号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書	66
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	67
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	67
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	67
議員派遣について		67
日程の追加		68
議案第62号	平成30年度標茶町一般会計補正予算	68
議案第63号	平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	68
議案第64号	平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	68
	(議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会報告)	
閉議の宣告		69
閉会の宣告		69

平成30年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年 9月11日（火曜日） 午前10時21分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第10号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 舘田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 総務課長 | 牛崎康人君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 税務課長 | 服部重典君 |
| 管理課長 | 相原一久君 |
| 農林課長 | 村山裕次君 |
| 農林課参事 | 柴洋志君 |
| 住民課長 | 松本修君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤順司君 |
| 建設課長 | 狩野克則君 |
| 観光商工課長 | 多津美悟君 |
| 水道課長 | 平間正通君 |

育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	齊藤正行君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから、平成30年標茶町議会第3回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時21分開会)

◎開議の宣告

○議長(館田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(館田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

7番・川村君、 8番・渡邊君、 9番・鈴木君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(館田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月12日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(館田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) さきの定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の9点について補足をいたします

1点目は、町立病院における医療相談係の設置についてであります。

8月1日より町立病院に医療相談係を設置し、医療ソーシャルワーカーによる業務を開始し

ましたので、ご報告いたします。

この医療相談係は、社会福祉士の資格を持つ医療ソーシャルワーカーを専任配置しており、入院患者の退院に向けた支援、療養型の病院や老人保健施設への紹介や、転院・入所手続きの支援、医療、介護制度の手続きの相談や支援、他の医療機関からの転院依頼があった場合の受け入れ窓口などを担うこととしており、患者さんやそのご家族の相談ごとに対応するため住民課・保健福祉課・地域包括支援センターやその他の医療機関・介護施設との連携を図り、その解決にむかって一緒に考えていくこととしております。

これにより町民のみなさんの医療や介護に対する不安を少しでも解消し、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、高齢者肺炎球菌予防接種の接種誤りについてであります。

高齢者肺炎球菌予防接種の接種誤りがありましたのでご報告申し上げます。

高齢者肺炎球菌予防接種は定期予防接種として町立病院に委託して実施しております。接種は65歳や70歳という具合に、65歳以上の人が5才きざみで対象となり、1回の接種を行っております。

さて、今回の誤りは高齢者肺炎球菌予防接種を受けに来られた女性の方に日本脳炎ワクチンを接種したものであります。

接種は8月23日に行われたものですが、翌8月24日に町立病院医事係の担当者から指摘がありカルテを確認したところ、予防接種予診票とカルテには日本脳炎ワクチンのロット番号シールが貼られていたことから誤りが明らかになったものであります。町では、接種事故として報告書の提出を求め保健所等への報告を行いました。

医師からは、健康被害はないとの判断をいただき、ただちに病院看護師長が女性宅に電話をしたところあいにく女性は外出中であり、翌日、再度電話をし、ご本人へ経過説明と謝罪、体調の確認を行いました。また8月28日には看護師長と事務長が女性宅を訪問し経過説明と謝罪、体調確認を行いました。

町立病院では8月28日の病院運営委員会で報告、8月30日には院内で医療安全管理委員会を開催し情報共有と今後の事故防止策を話し合っております。

今回の誤りについては、接種した看護師の確認不足が原因であります。

また、本件に関わる職員に対し、9月1日付で、接種を行った看護師については戒告の懲戒処分発令を、管理・監督責任のある看護師長並びに看護副師長については厳重注意を行いました。

今後の防止策としては、複数名による確認作業の徹底と日々のミーティングでの注意喚起を行い、再び同じような誤りが発生しないよう対策を講じたところであり、利用者各位の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

大変申し訳ありませんでした。

3点目は、源泉所得税の調査結果についてであります。

去る8月21日から8月23日の間、町立病院に札幌中税務署による源泉所得税の調査が行われ行政指導がありました。

調査の結果、所得税法に定める源泉所得税の徴収漏れなどが判明しましたので、ご報告いたします。

今回、税務署からの指摘は2点ありました。

1点目は、派遣医師の報酬に係る源泉所得税についてです。

派遣をいただいている医師の中で、来院される都度、報酬を支払っている方がおります。この報酬に対する所得税を計算する際に月額表と呼ばれる税額表により算定しておりましたが、その都度支払っているのであれば、月額表ではなく日額表の適用が正しいとの指摘を受けました。

2点目は、常勤医師の宿日直手当についてであります。

宿日直手当は宿日直手当支給規則に基づき医師には1回2万円を支払っております。所得税法では、この宿日直手当について、一定の条件に該当すれば1回につき4,000円を上限として源泉所得税を非課税とすることが定められております。町立病院では、この非課税の規定を適用し2万円から4,000円を差し引いた1万6,000円について所得税を計算しておりましたが、今回、この非課税の対象となる宿日直とは、「入院病棟の見回りなど軽度な業務」としていることが条件であり、救急対応をするなどの業務がある町立病院の宿日直では4,000円の非課税規定は適用できないとの指摘を受けました。

このようになった要因は、支払い方法によって、適用する税額表が異なるという認識が欠けていたこと、所得税法の理解不足や法解釈の誤りであります。

該当の先生方には、経過等を説明したところで、現在、正しい税額を算定し、税務署と確認を進めております。これにより納付すべきこととなった所得税については、一時、町立病院が立て替えて国へ納付し、のちに個人から町立病院へ納付いただくことで進めております。

今後、再発防止のため源泉徴収制度の周知徹底を図り、適正な事務処理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

改めまして、大変申し訳ありませんでした。

4点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力により実業団陸上チームで、中国電力・大塚製薬の2団体の参加をいただいたほか、釧路工業高校弓道部が来町し、総勢で217名の競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む一方で、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

また、本町で合宿トレーニングを積んだ中国電力の岡本直己選手が、8月26日に札幌で行われた北海道マラソン男子の部で優勝いたしました。

今後も誘致への効果を期待するところでありますし、本町の合宿地としての魅力が確実に定着し、より広められることができるよう合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致を行い、充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目は、平成30年度日米共同訓練の実施についてであります。

陸上自衛隊と在沖縄米軍による北海道大演習場、矢臼別演習場、上富良野演習場等における実動訓練の実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めてご報告いたします。

本年度につきましては、8月23日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、9月10日から9月29日までの期間、人員は陸上自衛隊約1,250名、米海兵隊は約1,500名で、機能別訓練として高機動ロケット砲システム、155ミリ榴弾砲等、航空機はMV-22が6機、CH-53が4機程度参加して行うという内容でありました。

このことを受けまして、8月27日に北海道と関係12市町の連名で、国による十分な説明のほか、安全管理を徹底し、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持に万全を期し、地域の実情に留意し、道民の生活に不安や支障を与えることがないように北海道防衛局に対し、要請を行いました。

また、この後、矢臼別演習場周辺自治体協議会として、矢臼別演習場におけるMV-22オスプレイを使用した訓練も実施することが明らかとなったことから、その高い性能から、有事の際の軍事活動のほか、大規模災害発生時には災害救助への活用に大きな期待がある一方、開発段階からの事故の発生や騒音振動等に対する住民の不安は未だ払拭できていない状況にあることから受け入れ難く、訓練を行う場合、安全対策はもちろんのこと、住民生活等に支障をきたすことのないよう、次の5項目について要請を行ったところでございます。

1項目目は、訓練内容の公表について、地域の実情に配慮の上、早期に行うこと。

2項目目は、夜間訓練の有無を事前に公表するとともに、詳しい飛行経路の情報提供を行うこと。

3項目目は、訓練に当たって、地域住民の安全・安心の確保を図るとともに、国の責任において徹底した安全対策を講じること。

4項目目は、矢臼別演習場周辺では、多数の酪農家が営農しており、これまでも回転翼機の飛行により、大動物の暴走等が発生し被害が生じていることから、オスプレイの演習場外での低空飛行は行わず、飛行経路についても酪農家に配慮した経路を選定すること。

5項目目は、矢臼別演習場周辺でのオスプレイの飛行は前例のないことであり、周辺住民に与える影響については予想できない状況にあることから、国の責任において騒音測定を実施し、その分析を行うこととする要請を北海道防衛局に対し行ったところであります。

しかしながら、6日に発生しました平成30年北海道胆振東部地震の発生により、救命、救助

活動に全力を尽くすため、訓練を中止する旨連絡がありましたことを、ご報告申し上げます。

6点目は、標茶高等学校の間口維持についてであります。

本年度、標茶高等学校につきましては、3間口120名の募集定員に対し、入学者が81名を下回ったことから2間口となりましたが、地元生徒の不安や地域経済への影響を鑑み、要請活動を行なった結果、平成31年度は3間口維持となりましたので、ご報告申し上げます。

ご案内のとおり、標茶高等学校は平成12年に総合学科への転換がはかられ、以来基幹産業酪農の後継者育成、環境教育の実践など、多様な教育の展開がなされ、本町には欠くべからざる教育機関と位置づけられております。

さて、本年度の標茶高校入学者数が76名であったことから、来年度3間口から2間口となり、北海道教育委員会の平成31年度から平成33年度公立高校配置計画案では、2間口となっております。

この状況を受け、標茶高等学校に進学を希望する地元生徒並びに父母からは、入学に対する不安の声が上がり、また、教職員の減少による教育環境の劣化、さらに間口減による生徒並びに教職員の減少は地域経済を直撃するもので、町といたしましては間口の回復に向けて道教委に対し要請行動をしたところであります。

5月11日に開催されました公立高等学校配置計画地域別検討協議会において、町と商工会、標茶高校PTA代表から本町の実情を説明するとともに、3間口募集の維持と総合選択科目を維持できる教職員数の確保を訴え、その後も計画決定会議を前に道教委に対し、生徒募集の状況について説明をし、間口復活を強く訴えた結果、ご理解をいただき、3間口維持の公立高等学校配置計画が発表されたところであります。

今回は最悪の事態を回避できましたが、平成31年度の入学生徒数を3間口維持できるよう標茶高等学校並びに教育振興会とも協力しながら生徒確保に向けた支援を行なってまいりたいと存じますので、町議会におかれましても、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

7点目は、平成30年度標茶町総合防災訓練並びに北海道胆振東部地震に伴う長期停電への対応についてであります。

はじめに9月1日、防災の日に合わせ実施いたしました「平成30年度標茶町総合防災訓練」についてご報告いたします。

本年度の標茶町総合防災訓練は、釧路根室管内で発生確率が高まっている大規模地震災害を想定し、第1部住民避難訓練と第2部技術訓練の2部構成で実施いたしました。

第1部住民避難訓練では、市街地の各町内会において、自主訓練を実施いたしました。消防サイレン及び放送による地震発生の合図後、要支援者の安否確認や避難支援等が行われ、災害時の役割や行動の確認を行いました。

第2部技術訓練では、農業者トレーニングセンター駐車場において、防災技術の向上を目的とした関係機関の訓練を実施しました。陸上自衛隊による避難困難者の救助輸送訓練、標茶町土木建設業協会による道路啓開訓練、標茶消防署による倒壊家屋からの救出救助訓練を行いま

した。

また、NTTドコモによる災害伝言ダイヤルの体験、陸上自衛隊と日赤奉仕団による炊き出し食カレーライスを試食体験等を行いました。

参加人員は総数300名となり、防災力向上のための充実した訓練を行うことができました。

ご参加いただきました多くの皆様、訓練にご協力いただきました関係機関の皆様方に感謝を申し上げます報告とさせていただきます。

次に、「北海道胆振東部地震」に伴う長期停電への対応について、ご報告申し上げます。

はじめに、本地震によりお亡くなりになられた皆様に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

地震を想定した総合防災訓練の5日後、6日午前3時08分の地震発生後、間もなく北海道内全域で停電が発生しました。

午前3時20分、防災担当職員が登庁し停電発生エリア、復旧見込み等の情報収集を開始し、午前5時38分に災害対策会議を開催のうえ、今後の対応について検討しました。

停電の長期化が予想されたことから、会議終了後、避難所開設に向けた準備に入りました。また、要配慮者96名の安否確認を開始し、午後1時頃に完了しております。

午後5時30分に要配慮者を対象とした福祉避難所をふれあい交流センターに、一般住民を対象とした避難所を開発センターに開設し、あわせて17名の方を収容しました。

また、開発センターにおいて、食料調達困難者に対する非常食配給対応を行なったほか、開発センター並びに各地区公民館5カ所に携帯電話の充電スポットを開設し、300名あまりの方の情報収集、伝達手段の確保を図りました。

また、井戸ポンプ停止により水不足となった酪農家への家畜用飲み水の供給や一般家庭の飲用水の提供も行いました。

8日深夜12時10分に町内全域で完全復旧の連絡を受けたところですが、45時間におよぶ長期停電により、住民生活や経済活動に大きな影響が出たところです。とりわけ、集荷ラインが停止したため廃棄せざるを得なくなった生乳は相当量に及ぶと推察するところであり、被害の詳細が判明した折にはJAなどと必要な対策等を検討して参りたいと考えております。

過去に例のない災害でありましたが、復旧までの間、標茶町土木建設業協会ははじめ標茶消防署等、関係機関のご支援や町民から善意の物資提供を頂きながら、一丸となり対応を行いました。

なお、住民への情報伝達に、広報車、消防防災無線、登録制情報配信メール（みるくつくメール）を活用しましたが、放送が聞こえづらいというご意見もいただいております、改めて災害時の情報伝達の難しさを感じたところであります。

また、基幹産業、酪農だけでなく商工業・サービス業など町内のあらゆる産業における停電による被害は甚大なものになっていることを懸念しており、被害調査と並行し関係各所と連携をして、対策にあたりたいと考えているところであります。

今回の防災訓練や災害対応を教訓として、「安全で安心なまちづくり」のため、さらなる減防災対策の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

8点目は、職員の在職状況についてであります。

はじめに、平成29年度の年度途中での退職、採用については、退職が薬剤師2名、診療放射線技師1名、看護師1名、採用は診療放射線技師1名、臨床検査技師1名、看護師2名の看護師を途中採用しております。

次に、今年3月31日付の定年等退職者につきましては、事務職4名、保育士4名、臨床検査技師1名、看護師1名、看護助手1名あわせて11名が退職しており、それにより、本年4月1日付で正職員としての採用は、事務職3名、水道技術職1名、保育士3名、理学療法士1名、看護師1名、合計で9名の採用を行っております。

結果、平成29年度の退職者数15名、採用者数13名で4月1日現在の職員総数は、前年度と比較し2名減の265名となっております。

現在、第4期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の適正配置計画を実施しておりますが、住民サービスの低下を招かぬよう十分意を配しながら、適正な人員配置に努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

9点目は、新規就農を考えるINしべちゃの開催についてであります。

去る9月3日から9月4日にかけて、標茶町担い手育成協議会千葉会長を実行委員長とする実行委員会の主催による「新規就農を考えるINしべちゃ」が昨年引き続き開催されました。このセミナーは平成25年に猿払村で開催されて以来、天北地域をステージとして開催されてきましたが、昨年度初めて道東地域での開催となったもので、就農を希望する若者とJAをはじめとした関係機関との情報交換の場の提供、あるいは就農を目指す側と受け入れる側が就農実現に向け相互理解を深める機会となることを目的とするものでした。

セミナーには農業関連の大学生のほか新規就農に興味を持つ若者や酪農研修生をはじめ、関係機関や農業関連メーカーなど、町外からの152名を含む223名の参加をいただき2日間にわたる日程を無事終える事ができました。

研修先としての本町のポテンシャルを大いにPRするとともに、地元の食材や近隣町村の特産品等を使った交流会も実施し、食のPRはもとより、このセミナーの目的でもある就農を考える者の理解と、就農を受け入れる側の情報発信の場になったものと考えています。

開催に当たり準備等いろいろな場面でご協力いただいた実行委員、関係機関、酪農家、管内市町村の皆様とご参加いただきました皆様に感謝を申し上げます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 平成30年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管す

る業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下8点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、外国語指導助手の交代についてであります。

平成27年8月から外国語指導助手として活躍されていたエイドリアン・ジェイクスさんが任用期間満了により、去る8月2日に退職され、その後任としてローレンス・クィレンさんが9月5日に着任しました。

ローレンス・クィレンさんは、アメリカ・バージニア州のブラックスバーグ出身で、バージニア工科大学では犯罪学と社会学を専攻し、日本語の授業も受けていたそうです。

昨年の7月に1カ月間、京都でホームステイし、日本語学校に通った経験があり、JETプログラムを通じてコミュニケーション能力を磨き、将来アメリカ国内でその力を活かしたいとの思いから、今年大学卒業後すぐにALTを希望したそうです。

趣味は野球とハイキングで、年齢も子ども達に近いということもあり、本町の児童生徒に、より身近な「外国語教育と国際理解教育」に大きな成果をもたらすものと期待しています。

2点目は、平成31年度に使用する「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書及び平成31年度より使用する中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択結果についてであります。

教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年5月22日に、管内5町1村の教育委員会で構成する「第1回第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。

協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その調査結果の報告を踏まえて、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて1種類を採択する協議を行い、8月9日開催の第4回協議会において採択の決定がなされ、8月24日開催の第7回定例教育委員会において採択結果を報告いたしました。

なお、採択された「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科用図書は、国語、書写、社会、算数、生活、音楽の発行者が「教育出版株式会社」、理科、保健については「東京書籍株式会社」、地図については「帝国書院株式会社」、図工については「日本文教出版株式会社」、家庭については「開隆堂出版株式会社」となっております。

また、中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の発行者は「教育出版株式会社」であります。

3点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度前期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小

学生で約12%（50名）、中学生では約3%（6名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「悪口をいわれた」が小中学校ともに最も多く、小学校では「たたく、蹴る」、中学校では「仲間はずれや無視」が続いております。

一方、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約96%、中学生の約93%が「そう思う」と回答し、中学生では増加しています。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約5%（21名）、中学生が約17%（31名）となっており、相談体制の確立とともに、児童生徒の援助希求態度の育成が喫緊の課題となっております。

しかしながら、いじめの解消がほとんどされていることや、「いじめ相談窓口のカード」を知っているという回答が増加していることなどから、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導の対象としています。今回も、全ての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっております。また、調査結果は、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

いじめの根絶については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切です。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行ってまいります。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮するとともに、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

4点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、6月30日から7月1日に、芽室町で開催された「第19回北海道小学生ABCバドミントン大会兼全国小学生ABCバドミントン大会北北海道予選会」に、虹別小学校5年の末柄大和くんが小学生A5・6年生の部、塘路小学校2年の鷺見元春くんが小学生C1・2年生の部に出場し、2名とも予選リーグを勝ち抜き、決勝トーナメントに進出しましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。また、両名は、8月25日から26日に、釧路市で開催された「第37回北海道小学生バドミントン大会」の男子シングルスにも出場しましたが、ともに1回戦敗退となりました。

7月8日、札幌市で開催された「第31回南部忠平記念陸上競技大会」に、標茶小学校6年の菅原充晃くんと、同校6年の伊藤蒼永さんが、釧路地方陸上競技協会の代表メンバーとして、男女の「4×100メートルリレー」に出場し、女子リレーチームが4位入賞と健闘しました。

7月15日、16日に、函館市で開催された「第36回北海道小学生陸上競技大会」に、標茶陸上

スポーツ少年団の選手18名が出場し、標茶小学校5年の小杉山萌未さんが、「走高跳」で6位に入賞しました。

7月22日に、函館市で開催された「第32回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の選手21名が男女の団体戦に出場しましたが、男女ともに1回戦から3回戦で敗退となりました。

8月17日から19日に、宮崎県で開催された「第26回全国中学生空手道選手権大会」に、標茶空手スポーツ少年団の標茶中学校2年、渡邊穂乃香さんが「個人形の部」に出場しましたが、3回戦敗退となりました。

8月18日から19日に、東京都で開催された「第58回空手道糸東会全国選手権大会」に、標茶空手スポーツ少年団の標茶中学校2年、渡邊穂乃香さんと、標茶小学校5年、渡邊勝真くんが「個人形の部」に出場しましたが、1回戦及び2回戦で敗退となりました。

次に、道内各地で開催された「中体連全道大会」の結果について、ご報告いたします。

7月25日から27日に、函館市で開催された「第49回北海道中学校陸上競技大会」に、標茶中学校2年の菅原悠暉くんが、「400メートル」に出場しましたが、惜しくも予選敗退となりました。

7月26日から27日に、釧路市で開催された「第46回北海道中学校柔道大会」に、標茶中学校柔道部男女7名の選手が出場し、女子団体戦は1回戦敗退となりましたが、個人戦では「男子81キロ級」に出場した齊藤琉生くん（2年）が第3位、「男子60キロ級」に出場した森 優希くん（3年）がベスト8の成績を収めました。

7月31日から8月2日に、伊達市で開催された「第48回北海道中学校卓球大会」に、標茶中学校女子卓球部の選手5名が個人戦に出場しましたが、1回戦及び2回戦で敗退となりました。

8月3日から4日に、小樽市で開催された「第39回北海道中学校剣道大会」に、虹別中学校2年の菊地悠斗くんが出場し、個人戦ベスト16と健闘しました。

次に、文化面での活躍について、ご報告いたします。

6月23日から24日に、東京都で開催されたグレンツェンピアノ研究会主催の「グレンツェンピアノコンクール全国大会」に出場した標茶小学校4年の神谷誠太くんが優秀賞、同校6年の伊藤梨月さんが奨励賞を受賞しました。

また、7月21日に札幌市で開催されたヤマハミュージックジャパン主催の「エレクトーンフェスティバル2018ソロ演奏部門北海道ファイナル」において、同校4年の溜田優菜さんが特別賞を受賞しました。

3名とも地区予選会を経て、全国・全道規模のコンクールにおいて優秀な成績を収めたものです。

次に、環境教育活動における成果について、ご報告いたします。

7月29日から30日に、当別町（道民の森）で開催された「2018緑の少年団交流大会 in 北海道」に、中茶安別小学校6年の門田穂香さんと、小野寺香那さんが、7月30日から31日に、福

井県で開催された「学校の森 子どもサミット」に、同校6年の大谷真央さんと、本多結妃さんが、それぞれ出場し、同校で長年取り組んでいる「学校林活動」の活動事例発表などを行い、貴重な経験とともに大きな成果を収めました。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものです。

5点目は、「第29回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。

この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、16団体の協力を得て7月22日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、開会前から多くの子ども達や親子が会場に訪れ、本来の目的であります子どものためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、毎年人気を博しているミニSLの運行や白バイ・ミニ消防車の乗車体験などを楽しんでおりました。

会場では各ブースとも盛況でいろいろと工夫された遊びと飲食コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、未来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることができた一日となりました。

6点目は、さわやかランニング教室について、ご報告いたします。

この事業はスポーツ合宿で訪れる団体と町民との交流やトレーニング技術の習得を目的に開催するものです。

今回は、7月29日から8月10日まで本町にスポーツ合宿で訪れました徳島県鳴門市に拠点をもつ大塚製菓の女子陸上競技部、総勢11名のうち8名の選手により、8月5日に標茶高校グラウンドにおいて開催されました。

当日は、児童生徒27名の参加者に対し、さまざまな運動に応用できるトレーニング方法を選手一人一人がお手本を示しながら終始和やかな雰囲気に参加者と選手が交流を通じて技術を学ぶ機会となりました。なお、この事業は合宿団体のご好意により実現したものです。

7点目は、標茶町博物館展示資料の受贈について、ご報告いたします。

故・飯島一雄氏のご遺族であります釧路市在住の大崎恵美子氏より、父の残した研究資料や道具等を引き継いだ後、多くの人々のために活用してほしいとの考えから、同館に寄贈をいただきました。

寄贈いただいた研究資料や道具については、本町を中心とした昆虫調査に故人が使用していたことに意味があり、本町にとっては金額に換算できるものではない唯一無二のものであります。

その研究資料や道具については多岐にわたりますが、大まかに分類すると、昆虫に関する専門書籍と論文、その他自然と歴史に関する専門書や報告書、昭和30年代からの新聞スクラップ冊子、昭和初期のガラス乾板、昆虫採集及び分類に用いる調査道具、標本用具などです。なお、寄贈いただいた資料の一部は同館2階の「飯島コレクション」として展示させていただきました。

故・飯島一雄氏のご功績を讃えるとともに、ご遺族に対し心より感謝の意を表するものです。

8点目は、標茶町立図書館の2件の図書受贈について、ご報告いたします。

1件目は、埼玉県さいたま市在住で昭和42年4月より2年間、同館で司書として勤務し、町内各地域のホーム文庫の整備と読書普及にご尽力され、その後大学図書館などで勤務されました上澤田 浩氏から、青少年期を過ごした標茶、また図書館人生のスタートラインであった同館への思い入れが強く、後世まで残る図書を寄贈したいとの思いにより、「オクスフォード英語辞典20巻」（日本国内で最後の1セット）と外国語関係の辞典類11冊の計31冊（23万2,794円相当）の寄贈をいただきました。

2件目は、「標茶古本市の会」から児童図書7セット、25冊（8万4,880円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,472冊（237万6,321円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものです。

以上で今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（舘田賢治君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 町長の行政報告について質問、1点だけ。医療相談係が設置されてソーシャルワーカーが配置されたというのは大変喜ばしいなというふうに思うのですが、いくつか相談メニューについてご紹介があったんですが、その中に医療費、非常に支払困難な人、もしくは当面支払困難な方についての医療費の相談なんていうのもメニューに入っているでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 病院事務長・齊藤君。

○病院事務長（齊藤正行君） お答えします。

医療費が一括で支払えない方の相談、実際に8月1カ月の相談の中にも、そういった相談、医療制度に係る相談もごございます。その中で例えば1回で支払えない方について、分割にするなどそういった相談にもものる予定となっております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 町長の行政報告の中で町立病院の源泉徴収の徴収ミスのお話がありました。最後の方で発生税額については一時的に病院で立て替えて、その後医師より負担をいただくというような発言があったと思いますが、それだけ聞きますとプラマイゼロかととらえちゃうんですが、ただ支給額が決まっているとすれば支給者側で計算上のミスであれば、負担額があるのではないかと思うのですが、再度確認をいただきたい。

○病院事務長（齊藤正行君） お答えします。

指摘事項2点ありますが、月1回の当直医師の部分にかかわりましては、手取り額保障という契約内容ですので、所得税を逆算するときの算定誤りですので、これは完全に病院側の算定

のミスでありまして医師から負担を求めるといったことはないと思います。

宿日直手当の部分につきましては、非課税規定を適用して税額漏れですので、いま現在一時、病院で立て替えをしながら、誤って徴収漏れになった部分につきましては該当する先生にご相談を申し上げ、返還を求める予定でございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 町長の報告の中で、今回の胆振東部地震についての報告がございました。それで、本町においても天災についての対策というのはかなり進んでいると思います。しかしながら今回のこの停電というのは本町において、いかに無防備であったかということをごまごまご知らされた気がします。

とくに経済団体とすればまだ数字が出ていないということで、後ほど議会のほうにも報告があるということでございますけれども、町長がおっしゃったように緊急に対策にあたっていくということ先ほどお話がありました。その中で今回のように予期せぬときに大きなこのような事故が起きるといって、まだこの対策についてあまり動きはないと思いますけれども。

町長として、今後どのような停電に対する動き、これはもちろん経済団体、農協ですか商工会あるいは民間との話があると思いますけれども、現段階ではどのような方策をとっていきたい、あるいはまたとっていくということなのかということも、まず聞いておきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

被害の実態等がまだ把握できていない段階でございますけれども、この間農協関係者のみなさん方といろいろお話をした中で、これは一般論と言いますか基本的な話でありますけれども、電気を利用している方たちが停電のときのバックアップ体制についてですね、やはりこれはどこまでやれるか別にして考えておくべきであろうと。今回のような全道でブラックアウトというような状況がですね、これは全国的にも初めてでありますし、いろいろな問題等はあるかと思えますけれども。どこまで自分で対応できるか等々はこれから先のお話になりますけれども、基本的に電気を使っている。これが個人であれ、企業であれ、事業体であれ、その電源が喪失されたときの対策等についてやっぱり考えなければいけないということが共通した認識であります。

従いまして、これから先どういった動きになるかわかりませんが、それとその改めて私どもが痛感をさせられたのが、いわゆる情報の大半を携帯に頼っていると。その携帯の中で電源が喪失したことで時間の経過とともにほとんど繋がらなくなってしまったということに対して、やはりこれは国それから企業等に対してどういったことができるか等々については1番の重要なポイントだと思いますので、そういったことも申し入れ等も含めて考えていかなければならないということでもあります。

いずれにいたしましても電気がないという中で今回は私どもとしては、ライフライン、いわゆる水道・下水の維持を最優先で対策を打ちました。現実問題として発電機が足りなかったというのは事実であります。そういった意味でこれから先の問題として、必要最低限の発電機それと、今回は45時間で終わりましたけれど、発電機の燃料となる軽油の問題等々いろんな問題点が明らかになっております。これは私どもだけではなく、全道・全国的な話として解決策を考えていかなければならないと考えております。

被害の実態が明らかになった時点で本町はどういった形ができるか等々についてはですね、これからまた議会のみなさんといろんなご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、現時点ではそういった私としては感触を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ありませんか。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 町長の行政報告の中で新規就農者を考える集いの数字と中身についてお聞きいたします。

道外・道内の報告もあったと思うのですが、その数字をいま一度報告していただきたいのと、この集会に参加された人たちの中に実際に就農を希望されるという具体的な希望を持って参加されている人がどのくらいいたか、分かれば教えていただきたい。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま道外・道内というふうにご質問があったのですが、名簿を精査すれば分かるのですが、今現在のところはちょっとそこまでは把握しておりません。どの程度、希望者というか現実的に考えている方がいるかということなんですが、学生さんが60名ほどおまして、学生さんたちは新規就農も考えている方もいるのですが、みなさんが新規就農ではなく畜産関係に従事したいとか、そういう関係の方も多数参加されております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 先ほど質問が出ましたけども、町長の行政報告で医療相談係につきましては質問出ましたので、私は社会福祉士ね、この方が採用になったということでこれは多分義務付けされたことでしょうかから、この方の身分というか採用条件等々、身分的な立場というのはどういうふうなことで採用なされた、この点で。

○議長（舘田賢治君） 病院事務長・齊藤君。

○病院事務長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

一般行政職として採用し、資格は社会福祉士でございます。医療相談係長として発令をしております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎厚生文教委員会所管事務報告

○議長（館田賢治君） 日程第4。厚生文教委員会より所管事務報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・松下君。

○厚生文教委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項 町内小中学校の現状と課題について

厚生文教委員会所管事務調査報告書

調査日時 平成30年8月30日。調査場所 虹別小学校、虹別中学校

調査事項 町内小中学校の現状と課題について

出席者については記載のとおりであります。

調査の経過及び内容

資料に基づき、30年度の町内の児童・生徒数、学級数、教職員数の説明を受けました。また、平成30年から平成36年までの児童・生徒数の推移、学校施設の状況（平成30年度施設台帳）もあわせて説明を受けました。

昭和52年建設と41年経過した虹別小学校と平成22年建設の虹別中学校を対比した中で、教育施設の面から学校長からも補足的に説明を受けました。

小学校では、特別支援学級が4クラスあり、教室を仕切って使用し来年度は1クラス増加の見込みであり手狭感があります。大部分が2階に教室が集中している。冬期間の寒さが厳しく下校時には水道を落とさなければならぬ状況でありました。2階ではお湯が使用できない状態で1階から運ばなければならぬ現状であります。窓ガラスも普通のガラスで遮音に多少影響が出ている。

中学校では、平成22年建設ということもあり非常に快適な状況であり特別、要望・指摘がないということでもあります。

委員会の所見

築41年経過した小学校では教育環境の面でも不便さを感じることもあり、冬期間の寒さを考えると対策を講じなければならない事項が多々あると感じた。現場の要望を聞き対応していく必要がある。

今後の児童、生徒数の動向を見極め検討をして将来的に改築の際には単独校、義務教育学校等、地域住民、父母会とも十分な協議を重ねて、次期総合計画に載せるために早急に対応を進めるべきである。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

○議長（館田賢治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご質疑ないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（館田賢治君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 議席1番、櫻井であります。答弁を求める者は町長でございます。

件名、広報しべちゃ、この誌面にある「まちづくりポスト」についての回答、これについて、いささか不誠実なところがあると、誠実に対応すべきではないかということでありまして、その質問内容は、広報しべちゃの「まちづくりポスト」には一般町民の意見が寄せられている。この誌面は、町の考えを町民が直接聞くことができる大切な誌面と、そう思っております。

しかしながら、広報しべちゃ8月号に掲載されている観光開発公社への回答は、まことに不誠実なものであると感ずるもので、以下について質問させていただきます。

まず1つ目、「完全民営化への早急な議論を」との問いがございまして、それに答えがありません。これはなぜですか。

2点目、「経営改善計画が達成されるように同社を支援してまいります。」と結んでいるのですが、町よりの支援とはどのようなものなのか記載されていません。具体的に示すべきではないでしょうか。

以上2点についてお伺いしたい。

以上でございます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の広報しべちゃ誌面にある「まちづくりポスト」についての回答は誠実に対応すべきではないのかとのお尋ねにお答えをいたします。

まず、1点目のお尋ねであります。憩の家につきましては、昨年12月議会において、第三セクターである標茶町観光開発公社に対する貸付金の条例が可決され、あわせて公社を平成30年度から平成35年度までの間、憩の家かや沼の指定管理者とする議決をいただき、標茶町観光開発公社が運営をしております。

現在の運営は、議会においてもご審議をいただいた経営改善計画に基づき行っておりますが、まちづくりポストに寄せられた完全民営化のご指摘については、議会議論の中でも申し上げたとおり、公社に安定的な経営を継続させ、その信用を回復させながら、将来の経営に向けて町内、議会の皆様を初めとするいろいろな方々のご意見を伺いながら判断すべきと考えており、経営改善計画のもとでの運営を基本に、議会からもご承認いただいたと理解をしております。そのため、回答に当たっては、あくまで現段階では経営改善計画の範囲内で運営されているという状況をお知らせし、ご理解いただきたい旨の内容としたところであります。

また、憩の家かや沼は貴重な財産であり、守っていくべきであるという町民のご意見のもと、標茶町観光開発公社が食事とサービスの充実などにより、町民を初め、より多くの方々にご利用いただけるよう取り組んでおり、公社としては経営改善計画に基づいて最大限の努力をし経営を行っていくという方針も、あわせてお伝えしたところでございますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

2点目のお尋ねであります。町よりの支援というのは、具体的には、4月より民間レストランの経営をされていた方を支配人として招聘をしたこと、次に、地域おこし協力隊員の活用による憩の家かや沼を関連づけた温泉、湿原、食に関する情報発信、また、憩の家かや沼の長寿命化のための調査委託業務、その他定期的な公社の経営状況の確認等であります。

引き続き、公社が経営改善計画を達成されるように支援してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今後、この憩の家については、9月にというか、今定例会でいろいろと出てきますので、その中でさらにお話ししていきたいと思うのですが、ただ、私が述べたいのは、そういう今、町長が述べたようなことをもうちょっと丁寧に、広報しべちゃ8月号、ここにあるのですが、この誌面の中でうたっていたかったかな。ですから、スペースがちょっと狭いのではないかなと思うのです、町長が今おっしゃられたことを町民の多くの方々に知っていただこうとすれば。

ですから、やっぱりこの誌面のもうちょっと活用というかな、そういうことも検討するべきでないかと僕は思うのですよ。町長はどう考えますか。この誌面の、これだけの中で、今、町

長がおっしゃられたことがうたわれているかどうかお聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

丁寧にということがどこまでかというのは、私どもも、かなりご質問の意図等がどういうことなのかということをも真剣に受けとめて、的確にお答えをするようにしたつもりであります。

先ほどいろいろな中で、多分、支援等の中身等については、このポストでは具体的に質問はないわけでありますので、それについて私どもの支援としてと申し上げたわけであり、ただいま、これ議員から支援内容はどうご質問でございましたので、具体的にこういう支援をしていますということを申しました。議員もあの場におられましたので、12月定例議会のときの議論の経過等々については、十分ご理解をされていると思いますけれども、そのときの町としての今後の対応という質問に対しては、公社の定期監査とは別に状況の確認を行いたいということの答弁を申し上げて、この議案第78号、第三セクター運営等資金貸付条例については、全員賛成でもって可決をいただいたことということであります。

私どもは、町民の代表である議会の皆様への回答というのが、これはやはり一番大事な公のものだというぐあいに考えておきまして、それを越えた範囲で町民の方からもご質問があったとしても、それは議会の皆さん方にご説明をした範疇の中で、大きく状況が変われば別ですけども、そういった中でお答えをさせていただいたということでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） ちょっと町長、憩の家のことについての話なものですから、かちんときているのかなと、こう思うのですが、そうではなく、ここで、この誌面によりますと、観光商工課というふうに書いているのですよ、最後の誌面のところね。こういうことを書くのだったら、これは町みずから書いているのですから、どういう支援をしているのか、もうちょっと具体的なものを示すべきでないかなということと、もう一つ、町長、忘れていたのは、憩の家で頭がいっぱいになってしまって、私のことを聞いていないのですね。もうちょっとこのスペースを大きくしてみてもいいかということもさき述べたはずなのです。そこをお答えになっていないので、どう思いますかということも聞いていますよ。

もうちょっと誌面を大きくし、この憩の家だけではないと思うのですよ。町民の方々、ここに来ておられますけれども、こういうやりとりはここに来ればわかるのですけれども、一般の方々の、平成の目安箱ではないですけども、せつかくこういうまちづくりポストというものを掲載して誌面をつくっているわけですから、もうちょっとうまく活用するために誌面を大きくしてはどうだと、こういうお話を申し上げているのですよ。決して憩の家がどうのこうのと私が池田町長を責めているわけではないので、誤解のないようにしてください。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

必要があれば、当然、必要な誌面は確保してまいりたいと思います。この質問の中で町として答えていないということがあるのであれば、それはご指摘をいただきたいのですけれども、それは、ご質問いただいた件に関してはお答えをしております。ただ、それは、あくまで昨年12月の定例会のときに議会の皆様方にご説明を申し上げた範疇を超えるものは、これ逆に言うと、それを超えてということになりますと、私はそれはいかなものかなと思います。先ほど申し上げましたように、支援の中身については、このポストでは聞かれておりませんけれども、ただいま櫻井議員のほうからご質問があったのでお答えをしたということでもあります。

したがって、このポストの中で支援がどうこうということが聞かれてるのであれば、それは当然お答えをしたと思いますし、それに伴って誌面というものも、別にこれは決まっているわけではないわけですので、できるだけ丁寧に、なおわかりやすくという努力はしておりますけれども、そういうことでありますので、私どもで、そうしたら、この中でおさめようとしたとか、そういうことではなくて、必要があれば当然スペース等については考えていくというのは、これは当たり前のことだと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 私が質問しているから答えたという話ではなく、町長、このまちづくりポスト、8月は目を通されていますか。どうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

まちづくりポストに関しましては、全て私のところまで来ますので、全て目を通しております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） であれば、目を通しておられるとすれば、ここに観光商工課というところで、きちっと誰が書いたかということを書いてあるわけですね。ですから、この結びのところで、観光商工課みずから「経営改善計画が達成されるように同社を支援してまいります」、だからこのところで支援していきますということは、どういうことを支援していくかということを書いてもよかったのではないかと、そういうことなのですよ。もうちょっと内容を書いてもよかったのではないかと。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えします。

繰り返しになりますけれども、できるだけ丁寧にということで私どもはお答えをしているわけで、何回も申し上げますけれども、この場面では町からの支援内容については質問されておりませんので、お答えをしなかった。ただ、観光商工課としては、こういったことでありますし、町としての支援もということも、これはあくまで、何回も繰り返しになりますけれども、昨年12月の定例会の中で皆さん方とご議論をさせていただいて、皆さん方に全員で可決をいただいた中での範疇でのお話でございますので、ぜひご理解をいただきたい。それ以降に結局、

支援内容については、この間も町としては、どういう支援をするか等々については予算提案をし、予算説明の段階でこういう提案をしますということは議会の皆様にはお示しをしてきているわけでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） どうも私と町長とは最初から最後までかみ合わないで終わってしまうなど、このように感じて、これ以上平行線をたどっても、ほかの質問者に迷惑がかかりますので、私はここで終わらせていただきますが、また、この一般質問書、一般質問の通告とは別に、また憩の家のことについての集中審議も控えてございますので、そのとき腹いっぱいやらせていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願い申し上げ、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（館田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） 早速、質問に入りたいと思えます。

最初の質問は、サルボ・サルルン展望台及び道路と周辺環境の早期整備を求める質問であります。

昨年9月に同じ趣旨で質問を行いました。町長の答弁は、釧路総合振興局、道の出先機関ですが、本町に対し、あそこの展望台及び道路と周辺環境の早期整備については緊急度が高いと認識しているとして、道と共同で現地確認を行い、できる限り早急に対応するとの答弁でありましたが、その進捗状況を伺いたいというふうに思えます。

また、現地調査については、地元の人と一緒に行くべきではないかと私、質問、それもしたのですが、それはそのようにしたいというふうにお答えになりました。実際にそのように行ったのかどうか伺いたいと思えます。

1年前の担当課の答弁では、振興局としては、新年度、つまり今年度ですね、今年度の事業化に向けた検討がされるということでありましたが、それはどのようなになっているのか伺いたいと思えます。

サルボ・サルルン展望台には、連日多くの観光客が車、自転車あるいは徒歩で訪れています。新設された博物館とともに貴重な観光資源であり、標茶町発展の下支えとなっていると考えますが、町長の所見を伺いたいと思えます。

以上。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員のサルボ・サルルン展望台及び道路と周辺環境の早期整備をの尋ねにお答えをいたします。

サルボ・サルルン展望台及び道路と周辺環境の整備事業につきましては、昨年来、釧路総合振興局との打ち合わせを重ね、振興局としても現地等を確認され、十分緊急度の高い観光施設だということ認識されておりましたので、本年度、北海道が事業主体となり、環境保全施設整

備交付金事業を活用して、施設の長寿命化のための整備を行うことで事業化されています。

全体の整備計画は、平成30年度から平成32年度の3カ年の事業であり、年次別の事業内容ですが、平成30年度は調査設計、平成31年、32年度の2カ年度で工事を予定しているところがあります。本年度につきましては、先日、補助事業の交付決定がなされて、これから調査設計が発注される予定となっており、本年度末までに工事内容を決定するというスケジュールとなっています。

ご質問の地元の方との現地調査の件についてですが、振興局に確認をしたところ、補助申請段階では概算の数字でよいとの判断で、現地調査は行っていないとのことであり、本年度策定する整備内容については、十分地元の意見を伺いながら進めてほしい旨、振興局に要請してまいりましたので、調査設計の発注後、素案段階の整備計画ができ上がった時点で地元の方に提示し、意見聴取に努め、整備内容を確定していくものと確認をしております。

次に、新設された博物館とともに貴重な観光資源であるサルボ・サルルン展望台についてのお尋ねですが、本町には年間12万人を超える観光客の方が訪れており、お尋ねの2施設については、本町の南の玄関口であります塘路地域の重要な施設であると認識をしています。

観光分野における今日的情勢として、観光立国を目指す国の動きや、インバウンドも含めた入り込みへの期待が拡大をしているところであり、議員ご指摘のとおり、サルボ・サルルン展望台には連日多くの観光客が訪れており、本年度新たにオープンした標茶町博物館にも新たな地域情報発信拠点として期待しているところであり、この2施設を初め、他の観光施設のハードと体験のメニュー等のソフトを組み合わせた中での交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えています。

また、観光振興対策のために、9月1日から着任もしております地域おこし協力隊員による観光案内及び情報等の発信、各種イベント支援、観光事業の企画開発、観光商品の開発などの事業も通じ、新たな視点からの幅広い活躍を期待しているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） そういう計画になっているとは全くわかりませんでした。現地の、問題の塘路振興会も、全くわかっていないのですね。私、この質問を準備したのは、現地の人もう調査をやっているのだとばかり思っていたのですよ。せんだって現地の人と会う機会があっってお話したのですが、全くそういう話は聞いていないと。

これ、この会議場で言うのはちょっとまずいかなと思うのですけれども、言ってしまいますけれども、塘路一釧路間ののり面が崩れて通行禁止になったことがありますよね。あのときに、いらいらして1カ月ぐらいして現地の要望を聞きながら要望書を振興局に持っていきました。2人の担当課長が出てきて要望書を受け取って、現地の話を聞いたら、そのときに1カ月以上も経過しているのに、現地を見たことがないと、その場面を見たことがないということを、そ

の人たちが言っていたのですよ。

だから、サルボ・サルルン展望台のことについても私は、言ってみればあそこを守っている人たち、塘路の振興会の人たち、一番よく知っているわけですよ。だから、振興局が概算要求といたって、現地調査といたって、当地の人たちが一緒になって見たり聞いたり、訴えを聞いたりしなかったら、本当のこと、細かいところがわからないのではないかと思う。それで概算要求を立てられて、まあ概算要求はいいですけども、実際に事業が展開されると現地の人たちは全くそっちのけですよ。これは合意している事項ですから、現地の人と一緒に調査を行って、どこをどうやって直すのか、どこをどうしたいのかということをするために現地の人と一緒に調査を行うということをして、これを昨年の答弁でも答えているわけですから、どこをどうやって直したらいいのかということをして現地の人と一緒にやらないで、どうして概算要求が出てくるのかということなのです。その辺の状況はどうなっているのですか。さっき事業に入る段階で現地の人というようなことをちらっと聞いたような気がしますけれども、その辺どうなっていますか。

○議長（館田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

私、課長になってから、先日確認しに行ったところなのですけども、振興局としては、答弁にありましたとおり、地元の方との現地確認はまだというか、していないで概算要求をしたというふうに聞いておまして、この後、設計を組む段階の中で現地の方とは協議し、内容を確定していきたいというふうなお答えがありましたので、一応そのような形で進むというふうに思っているところでございます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） だから、そういうやり方がだめだから、だめだから最初の段階から現地の人と一緒に調査を行ってほしいと。これ、どこでもそうでしょう。例えば、例えばですよ、北海道のいろんなところで道議会議員が調査に入るときに、現地に必ず来ますよね。それを昨年要望して、この議会でも合意したではないですか。それがどうしてできないのか。それを新しい課長に求めるのも酷な話だと思うので、町長のほうから。

いや、現地の人が出ていましたから、全然音沙汰ないのだと、どうなっているのだろうと。今になってですよ、ここまで話が進んでいるのに。その辺は、やっぱり現地の人意見を聞くとか、あるいは担当課がその間に入るのであれば、現地の人と再度、今の時期まだ大丈夫ですから調査に入って、いっぱい意見を聞いて、そしてそれを振興局に伝えるとかというようなことを、今からでも遅くないので、ぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私どもとして、この事業の必要性については、この間いろいろな形の中で要請を申し上げ、道のほうでご理解をいただいたと。その事業の進め方等々について、私どもは当然、地域の意

見、住民の意見等も十分聞いて進めてくださいという要請をしておりますけれども、振興局の事業の進め方として、結局それがどういう判断でこういう形になったのかというのは、私ちょっと直接的には存じ上げませんが、まだ事業が確定しているわけではないので、今回の調査を行って、ある程度の素案段階の整備計画ができ上がった時点で地元の方と協議をするというぐあいに振興局のほうでお答えをされておりますので、それを私どもとしては必ずお願いしたいということを申し入れたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） それ、急いでぜひやっていただきたいなど。現地の人たちは首を長くして待っているのですよ。そのことをぜひやっていただきたいことと、さらに町がやっぱり、就任して間もなくで大変でしょうけれども、町が実際わからない、現場に行って町で見るのと地元の人が見るのとでは見方が違う面もあると思うので、早速、今、町長がおっしゃった、こういう今、進捗状況にありますよということと、再度現地に入って、そして現地の人と一緒に年内に調査をしていただきたいというふうに思うのですが、それはどうですか。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） そのように努力したいと思います。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、言語聴覚士の確保と言語障害特別支援学級あるいは言語障害通級指導教室の教師のスキルアップをぜひ進めていただきたいということで質問いたします。

言語聴覚士が全道的に不足し、標茶町も確保できていません。その確保のために、さまざまな努力を町としても教育委員会としても要望するのですが、その点ではどうですかということが第1点です。

それから、国の平成29年度の予算では、平成29年度から38年度までの10年間で通級指導の充実として1対13の割合で加配を措置する計画を出しています。本町の場合、この計画の具体化はどのようになっているのでしょうか。

また、この計画の内容について、何らかの連絡があったのか伺いたいと思います。

当面、言語聴覚士の確保が困難な場合、担当の言語指導教師のスキルアップが必要と考えます。教育長の所見を伺いたいと思います。

また、言語指導が必要である児童生徒の人数は、今後も含めてどのぐらいいるのか伺いたいと思います。

以上。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 4番、深見議員の言語聴覚士の確保と言語障害特別支援学級・言語障害通級指導教室教師のスキルアップをとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、言語聴覚士の確保のため、さまざまな努力を要望するがどうかのお尋ねですが、ご案内のとおり、言語指導が必要とされる児童生徒につきましては、障害の程度や発達の段階に応じて、保護者の希望に沿い、言語学級または通級指導教室において必要な指導を行っており、その指導に当たっては、特別支援担当教諭及び親学級の担任教諭はもとより、校内全体で支援体制の充実を図り、適切な指導及びきめ細やかな支援に努めております。

加えて、特別支援学校などから専門的な知識を有する教員の派遣を継続的に受け、対象児童生徒の特性に合った学習指導、生活指導など、支援方法や支援体制について指導、助言を受けていることから、現在のところ町内の小中学校に言語聴覚士を配置する考えには至っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の通級加配に関するお尋ねですが、議員ご指摘のとおり「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日から施行され、障害に応じた特別の指導、通級による指導が行われている児童または生徒13人につき教員1人を加配する基礎定数が新設されましたが、本町におきましても、今後、この基準に基づき加配計画の申請を行ってまいります。

3点目の言語指導教師のスキルアップに関するお尋ねですが、本町におきましては、言語指導担当教員に限らず特別支援学級担当教員につきましては、町特別支援教育連絡協議会における研修活動を初め、関係機関による研修会等への参加及び連携により、特別支援教育の専門性を高めるとともに、資質の向上に日々取り組んでいるところであります。特に関係機関との連携においては、先ほど申し上げたとおり、特別支援学校から専門教員の派遣を継続的に受け、対象児童生徒の障害の程度や、発達の段階に応じた学習指導の進め方や、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成に関する指導、助言を受けながら、年間を通じて担当教員のスキルアップに努めているところであります。

なお、言語指導が必要な児童生徒の人数に関するお尋ねですが、現在、言語学級に在籍している児童は、小学校2校、標茶小学校、虹別小学校で合わせて6名、通級指導を受けている児童はおりません。また、今後につきましては、次年度就学予定の児童に限ってですが、2名ほど言語指導が必要と思われる児童がいると聞いておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） これは、私はちょっと驚きました。言語聴覚士の配置は、医師の確保と同じぐらい、今、難しいですよ、いないのですから。だけれども、通級指導で賄っているから配置要請する考えは持っていないという、そういう姿勢なのかなと。これは実際に言語指導を必要とする子供さんや、その保護者の方々の苦勞を余り教育委員会は見えていないのではないかと思います。

現実的なことを言えば、これは必要な指導を受けるために旭川あたりまで親子で泊まり込み

で数日間から1週間行って、そして帰ってくるのですよ。通級指導では賄えないから、そういうことをするわけですよ。そういう実態があるのに言語聴覚士を要望するという考えは今のところ持っていないというのは、僕は、要望していきますと、いくけれども、なかなか現実には難しいという答えが返ってくると思ったら、はなから要望しないなんて、そういう姿勢はやっばり現実を見ていないのではないかと。実際に、旭川へ行って三、四日もしくは1週間ぐらい泊まり込みで行って帰ってくる、費用も莫大だと思うのですけれども、帰ってきたら、これ継続性が必要だから、なかなかできないのですよ、それを生かして、今後のためにそれが生かされるということは、なかなか少ないのです。

そういう意味で、本当に聴覚士の要望が必要でないと思っているのかどうなのか、その辺もう一回聞いておきたいと思うのですが。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えいたします。

答弁の中で、言語聴覚士について、先ほど議員がおっしゃったとおり、現状の中では、この国家資格を、実際に法令で決まってから10年足らずであります。実際にこの聴覚士が全国的にはほとんど、300何十人ぐらいしかいないというのは多分ご理解いただいていると思います。

それで、今の情勢からいうと、学校の中で言語聴覚士の必要性について、今、配置について実際にこの部分でできるかどうかというのは、非常に厳しいというのが現状であります。ただ、ご理解いただきたいのは、決して否定しているわけではなくて、現状を考えたときに、学校に言語聴覚士を配置する状況は、ほとんど普通学校ではあり得ないという今時点の状況でありますので、非常にそこまでの環境にはなっていないということでの答弁につながっているというふうにご理解いただきたいと思います。北海道の言語聴覚士で配置されているのは、議員知っているとおり、学校においては特別支援学校、特殊支援学校ですから専門的な学校ですから、その部分で配置されている部分で、一般的にはほとんどされていないという現状でありますので。

ただ、うちは、その部分をどう活用していきながら今の学校現場でそれぞれの子供に合った教育体制をどうするかというのを考えているわけで、決して配置について否定しているわけではなくて、現状の中で、今その配置までは考えに至っていないということで答弁させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） それは管内で、私、学校にとっ言っていませんよ。町に1人いれば十分カバーできるのですよ。管内で資格を持っている人が、養護学校でなくて町村、あるわけでしょう。それは知っていますよね。いるのですよ、だから。養護学校だけで町村で抱えている言語聴覚士というのは。それを見つけて呼んでくるという努力を教育委員会でしてほしいということを行っているわけで、全く声も出さなければ、それは上にも届きませんよね。そういう点では、ヘルパーさんもそうだけれども、介護士もそうだけれども、いろんな点で国が今、必要

な資格を持った人を必要なだけそろえる、いろんな予算立てをしながら努力していると思うのですけれども、言語聴覚士もそのとおりであって、地方から地域から声を出さない限り、今の現状のまま終わってしまうのではないかと思います。

だから、ぜひ声を出して要望もしていただきたいと思うのですけれども、どうなのですか。勝手に厳しいからなかなかそこまで、要望するまでに至っていないというけれども、厳しくても必要な人たちがいるわけですから、本町にそれを要望している人たちが。そうしたら、それを要望する、町が要望していくという姿勢を持つべきではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 私どもへの質問ということで、学校の部分での質問というふうに捉えましたので、そのことでお答えをさせていただきました。町全体となると、私どもで町全体の話ですので、それは就学前から大人のほうの医療まで関係してくることだと思います。今の言語聴覚士からすると、医療機関に7割以上の方々がほとんど勤めておられるということで、学校に関する部分は2割を切っている状態であります。そういった状況からすると、非常に先ほど言いましたとおり、どういう形で、それは各自治体、何人もいるのが、専門職がいるというのは、それは当然の話だと誰もが思うわけでありましてけれども、この中でどう優先順位を含めてやっていくかというのは、また別なところでの大きな話になっていくかと思います。

教育委員会としては、普通学校に配置するまでの部分を、否定はしませんけれども、前向きにというのは、それは当然ですけれども、非常に今の状況から見ると、なかなか北海道なりそういった部分に配置要請しても、北海道自体がほとんど、全て配置できる話ではないものから、そういったことでのお話で回答させていただいたところですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 時間いいですかね、ちょっとまだかかりそうなのですが。

○議長（舘田賢治君） どうぞやってください。

○4番（深見 迪君） 今の教育長のご答弁は、筋道が立ってそのとおりだと思います。

私も、答弁者に教育長の横に町長と入れるべきだったかなというふうには思っていますけれども、しかし、教育長、そういう親御さんやお子さんがいるということは、ご承知ですよ。そして、遠くにわざわざ自費で通っているということも御存じですよ。そういう実態を見て、その子たちの教育をどう進めていくかということについて思いをはせるというのは、教育委員会の役割ではないですか。それは分野が違うからということで片づけられる話では僕はないと思うのです。その辺どうなのですか。思いはあるのですか、ないのですか。

○議長（舘田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えいたしたいと思います。

深見議員のおっしゃった、旭川に定期的に通院されているお子さんがいるというのは、承知しております。私が教育長になったときに、ある団体からそれぞれ何人かお見えになって実態

を教えていただきながら、本町として、教育委員会としてどういう形がいいのかというのは委員会の中でもいろいろ話をした中で、ただ、専門職がないから難しいというのではなくて、いない中でそれぞれ学校と十分協議しながら、そして一番大事なのが学校でできる部分と、それから家庭でできる部分と、それぞれ役割をしながら、ご理解いただきながら、より努力していくというのが、今できる一番大事なことだろうというふうに思っていますので、これまでそれぞれそのお子さんを含めて、いろんな部分で不足する部分をどういうふうに形にするのかというのは学校との話で進めております。

先ほど、気持ち的には十分深見議員と同じでありますので、ただ、現状で厳しいという中でそういうふうな環境がきちっとできればいいなというような思いは持っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見議員。

○4番（深見 迪君） 先ほどの2点目だったかの答弁で、特別支援学校から派遣していただいているということなのですけれども、これは年何回ぐらい来ているのか、そして実際に言語指導をこの人がやってくれているのか、それからもう一つは、教師のスキルアップだけに来ているのか、その点ちょっと具体的に教えてください。

○議長（館田賢治君） 指導室長・蠣崎君。

○指導室長（蠣崎浩一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

訪問指導ということで、パートナー・ティーチャー制度というのを活用しております、各学校、希望すれば年間2回ないし3回の訪問がございます。ただ、訪問指導に当たられている釧路管内の養護学校の先生のお立場でいきますと、あくまでも訪問指導ということで、言語が中心と、専門とされている先生とは限りません。ですから、広く特別支援教育全般にかかわって、その子の障害特性に応じた指導、支援ということで具体的なカウンセリングをしていただくということで、年間2回ないし3回ということで要請してきていただいているところであります。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） そうすると、私の質問の趣旨とはちょっと離れた答弁でしたね、さっきのご答弁は。

これで私、2件目の質問を終わりたいと思います。ぜひ努力していただきたいということで、3件目入っていいですか。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時18分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） それでは、最後の質問を行います。

保育士の処遇改善と臨時保育士の賃金大幅改善について、幾つか要望をしたいと思います。

保育士の処遇改善は、平成29年度から全ての保育士等の賃金に対し、2%の加算率の積み増しが行われ、同時に人事院勧告に準じてプラス1.1%の改定が行われています。本町もそのとおり実施されているのかどうか、あわせて臨時保育士の賃金についても配慮がなされたか伺います。

保育士等キャリアアップ研修の実施から9月以降行われ、この研修の受講も処遇改善等の加算の算定要件となると聞いていますが、本町では受講希望者はいるのでしょうか。また、この研修はリーダー的職員の育成を目的としていますが、臨時保育士にもその機会が与えられるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の保育士の処遇改善と臨時保育士の賃金大幅改善をの質問にお答えをいたします。

1点目の保育士の処遇改善につきましては、議員ご指摘の内容は、子ども・子育て支援新制度として、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るために必要な人材確保に向けた待遇改善策であり、対象を民間保育士としていることをご理解願います。

また、臨時保育士の賃金につきましては、ほかの職種との均衡などを総合的に判断し、30年度については据え置きとしているところであります。

2点目の保育士等キャリアアップ研修の受講希望者はいるか、また、臨時保育士にもその機会が与えられるべきと考えるがどうかのお尋ねにつきましては、議員ご指摘のキャリアアップ研修につきましては、処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうちの研修に係る要件として、2020年度をめぐりに当該要件の必須化を目指すこととされ、2022年度までは研修の受講を促進することとなっています。現在、示されている国からのガイドラインでは、都道府県または都道府県知事の指定した研修実施機関において、専門分野研修、マネジメント研修及び保育実践研修をそれぞれにおいて対象者を選定し実施するものであり、基本的にはリーダー的職員の育成に関する研修となるものであります。

さきにも述べましたが、保育士の処遇改善のための経費の交付対象は、私立保育所の保育士とされていることから、公立の保育所の保育士は必須条件にはなっていないので、希望者はいないという状況であります。

なお、キャリアアップに関する研修につきましては、独自に研修委員会を設置し、計画的に取り組んでいるところであり、また、保育士にとって必要な研修につきましては、極力受講するよう努めているところであります。このことは、臨時職員につきましても同様な対応をとっているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） そうすると、1点目も2点目も、あくまでも民間、私立保育所ですね、民間の保育園を対象とした内容であると、財政措置であるというふうに捉えていいのですか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） 給与の関係もありますので、私のほうからお答えいたします。

議員おっしゃるとおりであります。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） これは、厚生労働省の文書では全ての保育士等の賃金に対しということで、私も少し勘違いした部分があったかと思うのですね。だけれども、私が趣旨として言いたかったのは、先ほど独自のキャリアアップ研修の話もありましたけれども、ずっと町長とこの間、保育士の、特に臨時保育士の賃金アップについて、処遇改善について議論してきました。

今日は最後ですので、結論は出せないですけれども、一言言わせていただきたいのですが、地方公務員法、地方自治法改定が行われまして、そしてその中身は、非正規職員、これの任用根拠の適正化、つまり、いわゆる臨時職と言われている人たちは、今後、常勤の欠員が生じた場合にのみ厳格化するというので、あくまでも臨時職員であっても会計年度任用職員の新設、会計年度ですよ、任用職員の新設をして、その人たちに対しては、臨時であってもフルタイムで期末手当や退職金などの対象になるということで、いわゆる今まで町が行ってきた臨時的任用職員については、常勤の欠員への対応に厳格化するというふうに改定されましたよね。そうすると、見通しとしては、私が今まで主張してきた臨時職員の処遇改善、これに道を開くものだというふうに私は歓迎する気持ちでこれを見ていたのですけれども、ちょっと質問から外れるかもしれませんが、これでよろしいでしょうかね、こういう解釈で。

○議長（館田賢治君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、会計年度任用職員のご質問がありましたが、概略については議員ご指摘のとおりであります。国のほうから示されているマニュアル等で賃金水準についても触れられております。管内の総務担当者会議を開きまして、今、情報交換を行っている最中なのですけれども、特に中堅以上の職員、長期間働いていらっしゃる職員に関して言うと、国のガイドラインに当てはめると大幅な賃金低下を招くのではないかと、そういうことを懸念しております。期末手当という部分では確かに今までにない制度なのですけれども、果たして制度がどのように運用されていくか、マニュアルも一度示された限りで、その後の改訂版が出ていない状況でありまして、今、管内的な意見交換をしながら、本町がどういう体系であるべきかということを検討している最中でありまして。

○議長（館田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 長いこと、この保育士の、特に保育士の臨時職員の問題について、私、町長と議論してきましたけれども、今のお話を聞いて少しは道が開けてきたかなというふうに

思っています。改めてまた、これ実施年度はもうちょっと後ですから、その時点でまた質問を考えていきたいなというふうに思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終了いたします。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君）（発言席） 私は、天候不順による粗飼料の確保、栄養価などの心配があるが、本町ではどう把握し、どのように対策を考えているかについて質問いたします。

天候不順による粗飼料の不足や質の実態を伺いたい。また、粗飼料の値段が高騰しているように報道されていますが、例年と比較し、酪農家の経営をどの程度圧迫し、今後予想される困難についても伺います。

また、農協の取り組みも含めて何らかの救済の手だてが求められると思うが、国、道に対する支援を求める考えはあるか。また、本町独自の取り組みも考えるべきと思うが、所見を伺います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の天候不順による粗飼料の確保、栄養価などの心配があるが、本町ではどう把握し、どのように対策を考えているかのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、ことしは春先の低温と日照不足、そして6月下旬から7月上旬までの長雨で、1番草の収穫作業やデントコーンの生育におくれが出ており、9月1日の農作物生育状況では、昨年と比較して2番草とデントコーン、ともに生育は緩慢という報告が出ています。

1点目の天候不順による粗飼料の不足や質の実態はとのお尋ねですが、天候不順によって粗飼料の量と質については、調製等に苦慮されたと伺っており、全体的に昨年並みは確保していないものと推測をしております。

次に、粗飼料の値段の高騰が例年と比較して農業経営をどの程度圧迫し、今後予想される困難はとのお尋ねですが、個々の経営内容はそれぞれ違いがありますので一概にどの程度というのは困難ですが、例年の粗飼料の価格より1.3倍から1.5倍の価格で販売されていることから、経営に影響を及ぼすものと考えております。

また、今後、予想される影響としては、給与する飼料の量と質が生乳生産量につながるものと考えます。

2点目の農協の取り組みも含め何らかの救済が求められていると思うが、国、道に対する支援を求める考えはあるか。また、本町独自の取り組みも考えるべきと思うがその所見はとのお尋ねですが、JAでは、組合員への聞き取りを実施し、それを踏まえ安価な飼料のあっせん等の対策を講じたいと伺っており、その対応を注視し、JAから要請等があれば、必要に応じ国や道に対しての支援や、本町として独自の対応について関係機関、団体等と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今お答えいただいて、農協との情報の交換でありますけれども、農協の幹部の方に伺っても、実際的にまだ農家の中から、この天候不順による粗飼料不足等々の聞き取りを進めていますが、具体的にまだそういう困難な状況に至っているという報告は今ないというぐあいに私も聞いております。

しかし、粗飼料を確保した結果、時期的にもかなりずれた粗飼料の確保、そして2番草の生育状況、収穫作業等のおくれ、それからコーンの伸び等を考えると、秋口から来年にかけて非常に不安が広がっているということは間違いないというぐあいにお聞きしています。

そういうことで、国や道に対策を求める、支援を求めるという中身についてですけれども、例えばこういう災害等で、国としてそういう災害に対する支援策というものはあると思うのですけれども、どのようなものがあるかお尋ねしたいと思います。

（何事か言う声あり）

○8番（渡邊定之君） ちょっと違いますか。天候不順による。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

災害というぐあいに私どもは、天候不順というのは、当然、農業というのは自然相手、生き物相手であって、その不順な天候にどう対応していくのかというのは、これまで先人、それから皆さん方が積み重ねてきた経験と知恵で対応していらっしゃるのではないのかなと私は考えておまして、例えば飼料の質の低下であれば、経験知から、何かを足せばいいのかとか、飼料方法についても、例えばどういうぐあいに食わされているか、それは経営者として私は対応されているのではないかと思います。ただ、災害規模ということになりますと、それはまた話は違うとは思いますが、今回の天候不順を私どもはまだ災害というぐあいに捉えておりませんので、現状で国のほうからどういう支援策ということに関して言うと、もし担当課のほうで何か情報等があればお答えをいただきたいと。ありますか。担当課のほうで何かそういったことに対してあれば、お答えをお願いします。

○議長（館田賢治君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいま町長の答弁にもありましたが、災害ということではありませんので、今のところ国、道からの支援という形では聞いておりません。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 私の聞き方にちょっと問題があったのかもしれませんが、例えば非常事態、コーンとか粗飼料が非常に確保できないような状況に至ったときに、そういう意味では何らかのそういう対策の支援というものがあるのかという意味でお聞きしたのですけれども、ちょっとこの質問は、この項目の部分については、これで終わりたいというぐあいに思

います。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君、2問目。

○8番（渡邊定之君） 2つ目の質問に移りたいと思います。

輸入牛による伝染病を防ぐため、万全の体制を求めてについて質問いたします。

乳牛不足から輸入牛がふえています。輸入牛の検疫で細菌性の慢性伝染病ヨーネ病と診断される牛があり、その頭数が年々ふえていると聞いていますが、本町における実態を伺います。

また、このことから国は、平成18年11月に「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、その後、平成25年4月1日付で「牛のヨーネ病防疫対策要領」の全部を改正していますが、その後の国の対策はどのようなになっているか伺います。

本町では、ヨーネ病を含む輸入牛による伝染病対策について、どのような体制をとっているか伺います。

以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の輸入牛による伝染病を防ぐため万全の体制をとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、近年、乳用後継牛の市場価格は高値で推移をし、他府県の酪農家はその確保に苦慮していることもあり、個別の経営体が商社を通じた取引や、さらに酪農団体や乳業メーカーが基金を創設し、酪農の生産基盤強化を集中的に支援する取り組みとして、乳用牛資源緊急確保事業も実施されております。

1点目の輸入牛がふえており、その検疫でヨーネ病と診断される牛の頭数がふえているが、本町の実態はとのお尋ねですが、本町においては、個別の取引で千葉県の実業者がオーストラリアより輸入した乳用子牛65頭が、昨年6月に町内の育成農場に入牧となっております。防疫体制につきましては、神戸動物検疫所での輸入検疫の後に、本町到着時に釧路家畜保健衛生所の協力を得て、着地検査としてヨーネ病のふん便遺伝子を検査、リアルタイムPCRを実施し、さらにその3カ月後、ふん便培養検査を行い、いずれの検査でも全頭、陰性を確認したところであります。

2点目の「ヨーネ病防疫対策要領」改正に関するお尋ねですが、国においては、ヨーネ病の摘発増加を受け、平成18年11月に「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、正常化対策を図ってまいりましたが、平成25年4月に従来のエライザ法を中心とした検査体制にかえて、リアルタイムPCR法が導入され、迅速かつ高感度な診断が可能となり、防疫対策の強化が図られたところですし、さらにオーストラリアとの2国間協議では、動物検疫所で陽性となった牛を輸出前に飼養していた農場は、5年間、日本への輸出はできないこととなっております。

3点目の本町の輸入牛における伝染病対策はとのお尋ねについてですが、1点目でお答えした遺伝子検査、リアルタイムPCR及び培養検査につきましては、本町家畜自衛防疫連絡協議会と預託元である千葉県実業家団体、預託先である町内農場、さらに釧路家畜保健衛生所を加

えた4者による協議に基づき行われたものであり、この独自の協議で着地検査のほかにも石灰消毒帯の設置や移動制限等についても確認をしており、伝染病蔓延防止に万全を期しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、町長の答弁にあったように、平成18年につくられた対策要綱を平成25年に全面的に改正しているということの意味において、この病気がいかに後を絶たないで発生し続けているかということに対する要領の改正だというぐあいに思います。そういう意味では、その要領の中には、発生の予防策ということが書いてありますけれども、近年この町内においても、牛の移動等が非常にふえてきている、それから育成の専門的な飼養管理の仕方等の、牛飼いの飼養管理が変わってきているということで、非常に盛んに牛が移動しているということを考えますと、このヨーネ病の対策というのは、しっかりとやらないと大変な事態を招くのではないかとというぐあいに思いますけれども、改めてその見解をお願いします。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

輸入牛に関するご質問でございましたので、輸入牛に関してということでお答えをいたしました。その関連ということだと思いますけれども、いわゆる家畜の移動というものが盛んになってきて、病気のやはりリスクが高まっている、それは当然、家畜飼養者みんなで共有をしていかなければいけないことだと思いますし、そういった意味で関係団体、NOSA Iさん、農協さん、それから先ほど申しあげました家畜自衛防疫連絡協議会、家保等々で、そういったことで、経済行為ですから移動をとめることというのはかなり大変な話なのですけれども、でも、できるだけ本町に持ち込まないように関係機関一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 8番・渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 輸入牛ということでの質問の始まりでしたので、この輸入牛が各地に、先ほども紹介ありましたように、いろんなところで預託された中で、発症するまで時間がかかるといふ病気でもありますので、その辺のことをしっかりと踏まえて対策を立てて対応していただきたいというぐあいに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（舘田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（発言席） 私のほうからは、さきに通告してある点につきまして、教育長に答弁を求めたいと思います。

就学援助を縮小せず支給対象の維持をというテーマでございます。

経済的に苦しい小中学生のいる世帯に自治体が学用品費や給食費を支給する「就学援助」に

については、当然、本町でも実施されております。就学援助は、生活保護を受給する「要保護者」と市町村が生活保護世帯に近い経済状況と認定した「準要保護者」が主な対象となっております。

要保護者への援助は国の制度のもとに実施されておりますけれども、準要保護者は自治体単独の負担で行っていて、その認定基準は、自治体が年度ごとに定め、世帯収入が生活保護基準の1.2から1.3倍までを対象とする自治体が非常に多くなっております。

政府は、生活保護基準をことしの10月から3年間で最大5%引き下げるということを決めておりますけれども、その結果、生活保護基準引き下げ前の対象者をそのまま準要保護者と認定するか、認定基準を引き上げるかしない限り、援助対象は自動的に縮小されてしまいます。

教育の格差につながりかねず、子育てに優しい町を目指すためにも、就学援助を縮小せずに支給対象を維持し続けるべきと考えますが、教育長の所見をお伺いたします。

○議長（館田賢治君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 6番、松下議員の就学援助を縮小せず支給対象の維持をとお尋ねにお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条により、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童または生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、本町の場合、その認定基準は、世帯収入が生活保護基準の1.3倍までを対象としています。

議員ご指摘のとおり、生活保護基準につきましては、本年10月1日より見直しが行われることとなっておりますが、この見直しにより、これまで対象となっていた世帯に影響が及ばないよう、初めに申し上げた制度の趣旨や目的などを十分考慮しながら、今後、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

（「100点満点だ」の声あり）

○議長（館田賢治君） この際、再質問があれば許します。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君） 後ろの席から100点満点の答弁ということで、非常に再質問しづらい雰囲気ですけれども、本当に今の答弁で私も非常に安心はしております。

確かに、小学生においても、中学生においても、たまたまその年が修学旅行の年になったといったときには、やはりその時期にその世帯においては非常に大きな負担を感じてしまうということでは、ぜひともこういうことは、やっぱり不幸な子供は一人も出さないというような感じでは、今後とも、そういうことで、決してそういう対象から漏れることのないように継続して取り組んでいていただきたいということを強く私のほうからも申し上げて、再質問をしないで終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 以上で6番、松下君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第10号

○議長（館田賢治君） 日程第6。報告第10号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君）（登壇） 報告第10号の趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、町が出資しています「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、本年6月28日に開催されました第40期定時株主総会において承認され、本町に対し報告があり、また資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が7,910万5,098円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は、マイナス657万3,271円の赤字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第10号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

2ページでございます。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第40期事業年度営業報告及び決算

憩の家かや沼は、第38期、第39期と調理人の退職等により十分な営業体制を整えることができずに苦しい経営を続けてきました。第40期の前半は、そうした状況を打開すべく努力しましたが、状況は大きくは変わらず、厳しい経営となりました。

しかし、後半になり町民の財産である憩の家かや沼の存続に向け、標茶町からの融資が実現し、来期以降の運営に道筋をつけていただいたことには、感謝以外言葉が見つかりません。宿泊、飲食業は、お客様からの「信用」を得て、それが「評判」となり業績が積み上げられる業種であります。現状、宿泊客数が回復傾向にあることや、運営上、最重要課題であった調理人の確保にめどがついたことは好材料と考えております。これらの明るい兆しを足掛かりに、引き続き「町民の憩いの場」、「雇用の場」、「湿原観光の中核施設」として努力してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます、第40期の事業報告といたします。

1. 会議関係、2. 監査の状況、3. 株式の状況、4. 公社役員の状況、5. 従業員の状況につきましては記載のとおりであります。説明については省略させていただきます。

4ページでございます。

6. 決算状況

貸借対照表

資産の部。流動資産は現預金から仮払金までで2,102万6,652円。固定資産は有形固定資産、

無形固定資産、投資その他の資産で601万5,074円。資産の部合計は2,704万1,726円です。

次に負債の部です。流動負債は買掛金から未払法人税等までで835万6,897円、固定負債は長期借入金3,000万円、負債の部合計は3,835万6,897円です。

純資産の部。株主資本は資本金に利益剰余金を加えたマイナス1,131万5,171円で、繰越利益剰余金はマイナス4,131万5,171円となります。純資産の部合計はマイナス1,131万5,171円で、負債・純資産の部合計は2,704万1,726円です。

5ページです。

損益計算書

費用の部。売上原価1,903万5,497円。販売管理費及び一般管理費7,318万6,247円。営業外費用31万1,375円。特別損失1,027万1,643円。法人税等充当額20万6,082円。当期純利益マイナス657万3,271円。

収益の部です。売上高7,910万5,098円。売上総利益6,006万9,601円。営業利益マイナス1,311万6,646円。営業外収益913万5,935円。経常利益マイナス429万2,086円。特別利益819万6,540円。収益、費用の合計は9,643万7,573円です。

6ページです。

販売費及び一般管理販売費内訳書、旅費6万8,220円から雑費157万7,941円まで、合計が7,318万6,247円です。

7ページです。

7. 利用状況でございますが、下段に注記を記しておりますが、従来、国外の利用者は道外の欄に含まれておりましたが、第40期は前期第39期の6人により大幅に増加しておりますので、国外の利用者をわかりやすくしたいということで、町に提出された利用状況表が変更されております。

それでは日帰りから説明します。日帰り3万9,573人、前年比マイナス4,928人。宿泊5,031人、前年比1,082人の増。宿泊比率は標茶町、釧路管内、その他道内合わせまして54.3%、道外は44.5%、国外は1.2%となっております。

8ページでございます。

第41期事業計画について

【総括】

憩の家かや沼は、釧路湿原の心臓部に建つ、類稀な資質を有する温泉宿泊施設です。宿泊者の多くは道外の方で、湿原周辺の非日常的な環境を求めて訪れます。一方、日帰り利用者の多くは、温泉による心身の癒しと、充実した食事、さらには心のこもったサービスを求める町民です。第41期は、そうした憩の家かや沼の原点を再確認しながら運営してまいります。

新支配人がこれまでの経験を生かして調理部門に携わりながら、サービス向上のため社員教育にも取り組みます。並行して、長寿命化に向けた施設の実態調査が行われますので、運営上必要と思われる施設の改修要望をまとめます。さらに、SNSを活用したPRの徹底と、憩の家

かや沼の変化をお知らせする企画立案と、次の事項に重点的に取組んでまいります。

重点事項

- ①社内教育によるサービスの向上
- ②季節感やご当地感を重視した食の充実
- ③温泉、湿原、食に関する情報の発信
- ④社内規律の見直しと徹底の4点を重点項目としております。

9ページです。

収支計画

収入の部、収入計は1億554万1,000円です。

支出の部、材料仕入費2,245万3,000円。管理費合計8,164万8,000円。営業外費用を加えた支出計は1億535万3,000円としており、当期利益は18万8,000円を見込み計画としたところであります。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 早速、質問させていただきたいと思います。この表を見させていただいて一つ一つ確認の意味を込めながら質問とさせていただきたいと思います。

まず一つ目、取締役会は9回にわたり開かれている。しかしながら社長の交代があり、池田町長より森山副町長になり今は森山副町長も退職されている、そういう中に町は1,594万円つまり1,594株を観光公社に出資しているのですが、町長は取締役を辞め、副町長は退職している今、この1,594株のですね株主代表というのは誰なんだろうかね。まずそこをお聞きしたいのと、その次ですね……これ3回だけですよね、質問できるのはね、ですからずっと聞いていきますので。まず誰なのかということをお聞きしていきます。

次にですね、池田町長は現職の町長であるにもかかわらず、任期途中で社長を退任し、また取締役も降りたのはどのような理由になるのか、それを伺いたい。今現在ですね町より取締役がいない、そういう標茶町観光開発公社になっているわけですが、このときの引き継ぎというのはどのようにしているのか。また1,594株を出資している町長として経営内容は十分把握されているかわからないのか、そこらもお聞きしたいなど。大変私は不安に思うわけでそこを確認したいと思います。

次は監査に関する事なんですが、監査は4回開かれていますね。その中で監査報告書にはですね、監査役2名の報告であって実際、憩の家の会計監査は釧路のプロの会計士がやっているようですが、その判が今年度ないということですので、これなんでことしもないのか、そこもお聞きしたいな。まだあるんですよ。あとはですね未収金、この未収金768万7,024円あるん

ですがこの内訳の説明を求めたい。ちなみに前年度は10万182円か、そういうことでこれもちょっとお聞きしたいなと思いますね。

あと固定資産で601万5,074円と、有形固定資産はですね575万3,649円であるが、第39期事業年度ですね営業報告書では、有形固定資産は784万5,284円でありその差は差引くと209万一千なにがしかの償却ということになるので、毎年約200万程度ですね、資産が減っていくということになりますね。そうなるこの減価償却というのはどっかで積立をしておかないと、新しいものをまた借金して買うということになるので、この相方ですね、減価償却と見合う償却分の積立はどこにあるのかお聞きしたいなと、こう思いますね。

その次は純資産の部、これ39期はですね474万1,900円であったが40期になって657万3,271円の悪化ということで、通常ならば報告だけを聞いておけばいいんですが、この報告の第10号については、繰越利益剰余金これも4,131万5,171円のマイナスになっており、長期貸付として3,000万それと管理委託費460万を町はこれを支援し、対応しているわけですね。これについてこの悪化している状況の中で僕は改善は見られないと思うんですよ。これをどのようにみているのか町長の所見を伺いたい。

あと特別損失、1,027万1,643円のこの内訳、これを教えていただきたいな、そう思うわけでございます。

それと特別利益、819万6,540円、この内容。これをちょっと教えてください。

あと事業外収益、これも同じように内容を教えていただければありがたいと、こう思います。

従業員の賞与ですね、これは339万2,536円払っておりますが、これについてどのような基準があって、このような数字をだされたのか、何人分だされているのか。ここらもお聞きしたい。

給与、これも2,818万2,536円とこうなっているんですが、実際にはこの年度は町からもサポートというような言い訳をしながら4名を出しているわけですね。4から10の間で4名の人の時間外手当、これは四百万なにがしかが出ている。そしてまた11月から3月、これがさらに追加されるわけですが、人件費はいま11名体制でやっていますが、実際これで足りていくのかどうか、非常に不安が残るのでここらへんについても今後の考えも含めてお話しできればありがたい。そういう中で、支払手数料についてですね、これもお聞きしたい。なんぼになっているのか。内容を教えてください。

最後は41期の計画、これを提案されているわけですが、1つ目として雑収入の内容というのはなんでしょうか。それからちょっと見てよくわかんなかったんで、これだけじゃ出てこないと思うんですが、支出の部の中で町への500万の返済というのがないんですね。別な科目にうたわれてるんじゃないかと思うんですが、この500万についてはですね平成30年の8月の2日に伝票を起こしてですね、管理委託費の借入申込みがあって、実行されていると。昨年も12月に460万を実行し管理委託費として投入しているわけですからここらへんについての返せるの

か返せないのか、非常に不安が残っちゃうので一つお聞きしたいなど。その500万というものをいつ頃返せるもんなのか、お聞きしたい、こう思います。以上です。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 非常に多岐にわたるご質問でございますので、事務方のほうでいまチェックをしながら。

私に対してなんで辞めたのかという質問があったように……

（「はい、そうですね」の声あり）

○町長（池田裕二君） この間ずっと私が社長としての経営責任のとり方ということで、いわゆる経営悪化に至った原因を究明し、その対策を検討し、改善計画を提示し議会のみなさんのご理解を得、ある程度の見通しが立った時点で私は退任しますということは何度も私…… 多分、櫻井議員のご質問にも何度もお答えをしてきたと思いますので、そのお約束をお守りしたということでございますのでぜひご理解をいただきたいと思います。

それと町長としてこの数字をどう考えるかということでございますけれども、これもこの間ずっと資金の貸付条例を皆さん方に、昨年の第4回定例会で議決をいただくまでに何度となくご説明いたしましたように、長期計画を立ててその中で私どもが提案し皆様方がご理解をいただいた改善計画を着実に実施していく中で返していきたいということになりまして、まだその計画がスタートしてそれほど時間が経ちませんし、40期の報告の際にも明確に申し上げているように、なかなか経営が急激には上向かないと。これは議員から私、何度も経営センスがないから早く辞めろ辞めろって言われておりましたし、私どもとしてはこういった商売というのがそれほど急激にですね業績が回復するものとは決して思っておりませんし、時間をかけて少しずつ信用を取り戻し、そして評判を高めていくしか方法はないのでは、ということですので長期貸付条例というものを皆さんのご理解をいただいて、議決をいただいて、そこに向けて努力をしている最中だということは議員も十分ご理解をされていると思います。

これは客商売でありますから計画は計画としてそれを達成するように私どもは努力をいたしますけれども、それはあくまで長期の中のお話でありまして、その最終目標に向けて努力をしているということは確認をしておりますのでぜひご理解をいただきたいと思います。

細かい数字等につきましては用意でき次第答弁させていただきます。

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時27分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町の株主の代表ということですか、あの、町長まだ私でございますので私でございます。

○議長（館田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

多岐にわたったご質問でもし答弁漏れがございましたらまた後ほどご指摘いただきたいと思いますけれども。

まず一つ目、監査委員の印がない部分のご指摘ですけれども、確かに議案には印は押印されてはおりません。議案としてですね。四半期ごとに監査委員から押印をして……

（何事かいう声あり）

○観光商工課長（多津美 悟君） 社内監査の方は、監査法人ではなくて個人の会社なので個人の印では……

○議長（館田賢治君） 課長、質問の趣旨を理解して答えてくれ、内部監査のことは言ってないんだぞ。

（「休憩」の声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時39分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 大変失礼いたしました。それではお答えしたいと思います。

まず、未収入金の関係でございますけれども、未収入金につきましては損害賠償で確定した金額が約60万くらいございますが、そのうちご本人から返された残りの額がですね760万くらいありますので、その内数が主なものでございます。

次、仮払金でございますけれども、仮払金は従業員で過年度に時間外を払っていない未払い分の手当てに関して社会保険料が還付される額がございまして、その金額が105万195円となっております。

続きまして損益の部分の特別損失の部分でございます。1,000万のうち主なものは先ほどご説明しました過年度の時間外を払っていない金額の部分の6名分ですね、その金額が1,000万ありまして、あと27万分は損害賠償として確定した損害賠償金額の未払いの事業所税がこちらにかかっておりまして、その金額が27万くらいあるというような内訳になってございます。

雑収入でございます。雑収入は指定管理料が460万あります。業務委託料の分が180万くらいございまして、あとは損害賠償で確定した金額が先ほど960万というふうにご説明いたしました。そのうち昨年の6月に税務署が入った税務調査によって確定した額が820万ほどありま

して、その差額の分の140万は税理士さんのもとの指導において雑収入で勘定項目を立てなさいということですので、その140万が雑収入に入っておりまして特別利益の800万につきましては今ご説明しました税務調査において確定した額が特別利益で計上しなさいということですので、特別利益はその額になるということになってございます。

冒頭の監査の関係の部分なんですけど、外部監査は設けておりませんので印等はございません。公社の監査における確認等については四半期ごとの監査において毎回、押印してもらっておりますし、総会時の監査報告においても押印はしてもらっているというような状況でございます。

あと、41期の雑収入の内訳ですけれども、指定管理料と業務委託料と合わせた金額となっております。

あと、従業員の手当の関係の根拠でございますけれども、公社の給与規定がございまして、それに基づいて金額を算定して支払うということになってございます。

あと申し訳ございません、前後してございますけれども、支払手数料の内訳というご質問があったと思いますが、515万の内訳ですけれども、裁判に要した弁護士費用が160万ぐらい、あとはですねネット予約等で行っています手数料等の部分が主なものとなっております。

あと、41期の長期借入金の支払いに関する項目はどこに入っているかというご質問ですけれども、41期の収支計画は損益計算書の計画を載せているものでして、長期借入金の支払いの部分は損益計算書上で立てるものですので、今回の報告されてある収支計画の中には記載されていないということになってございます。以上でございます。

(「減価償却のやってない」の声あり)

○観光商工課長(多津美 悟君) 減価償却の部分についてお答えします。

昨年より270万ほど落ちているという部分の、内訳については現在持ち合わせておりませんが、減価償却の部分の積立をしているのかという分につきましては、積立はしていないというようなことでございます。以上でございます。

○議長(舘田賢治君) 質問に大体答えたようですから。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 新人を別に僕はいじめているわけではございませんので、申し訳ないと思っておりますが、本当は町長といろいろとお話をしたかったのですが、町長は細かい数字は分からんようなので、よきにはからえというようなことの内容です。私としても断片的にあちこち答えられても整理のしようがないので、私の質問はこれ以上はできないので議長がおっしゃったように、これ大変、次年度に繋がっていく大事な案件でございますので、再度議運でも開いてですね、また改めた場所でやっていただきたいなと私は思うんですよね。

○議長(舘田賢治君) 今ね、1問目答えてもらったから2問目質問に入ってやってください。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それではですね、池田町長は見通しが立ったから辞めるというご答弁だったんですがね、私はまだ見通しが立っていないんじゃないかと思うんですよね。何度も何度もという話が出てくるんですが、どういうめどが立ったのか、立ったから辞めるということだったんだから、どういうめどが立ったのか教えていただきたい。

○議長（舘田賢治君） 櫻井君に注意しておきますが、いま1問目やったやつ、今その分で終わったらそれ2問目なんであともう1回で終わりですよ。

○1番（櫻井一隆君） はい、だから続いて。

○議長（舘田賢治君） あとの数字のほうはいいんですか。

○1番（櫻井一隆君） 続きは聞きますよ。内部監査についてはそういうことでいいとしまして、積立をしていない固定資産について答えていましたね。積立をしていないということは、減価償却、これについて積立をしていないというお話でしたよね。この減価償却の積立をしないということは次買うときはどうやって買うのかなということが一つ残っています。

従業員の賞与、これは社内規定と答えていたんですが、社内規定ってどんなような社内規定なのか、ぼく見たことないんでね。雑駁でいいですから社内規定を教えていただきたいなど。

それから41期の事業計画については別科目だよと、収支科目でないから入っていないというお話でしたけども、私が聞いたのはいつ頃返せるのかということを知っているんでね。それは答えていませんよね、いつ頃、さっきも述べましたでしょう。8月に460万出している、去年の12月も460万管理委託料で出しているわけですから。単純に計算したって920万管理委託料が憩の家に入っているわけですよ。ですからこの現金がなくなって資金ショートしそうなんて管理委託料としてこっちは出しているつもりなんですけど、そっちはなんか運営費か何かに使っているんじゃないかと思うんですよ。そんなことないですか。まずそこを聞きますわ。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

見通しが立ったと私は判断をして株主総会でもそのように申し上げて、皆さんからご了解をいただいて、公社の代表取締役及び取締役については退任したということでございますので。私は立ったと思って、株主の皆さんもそれを了承いただいたものですから、それ以上なものでもないと思いますけれども。逆に言うと議員のおっしゃっていることがこの長期の計画の最後まで私にやれということなんですか。ちょっと意味が分からないんですが。私がずっと申し上げていたように、できるだけ早くそしてまた昨年4定例で資金の貸付条例を議決いただくまでの経過の中でやはり町長・副町長と一緒に公社の取締役でいたことに関しては、民間の経営感覚もまるっきりないし、辞めるべきだと私は思っておりますので、それを謙虚に受け止めて辞めさせていただいたということですので、なんか質問の意味がよく分からないんですけども、そういったことでございますのでぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたします。

まず1点目の減価償却の部分のご質問にお答えいたします。次のときの分はいつ買うかという部分のご質問かと思えますけれども、その時点での会社の判断として買われるのではないかなというふうに感じておりますので、そう思っております。

2番目の従業員の手当の規定の部分ですけれど、公社として給与規定というのを設けております。その中の期末手当を支給する条文がございますので、その規定に基づいて支払うというようなことになってございます。

3番目の借入金をいつ返すかというような質問ですけれども、年度末までに返ってくるものと思っております。以上でございます。

○議長（館田賢治君） 質問の足りないんでないか。

○観光商工課長（多津美 悟君） 指定管理料の部分につきましては、公社として全体の運営の中で考えられているというふうに思っております。どこの部分について使うとかということについては、会社の経営の中でやっていると思っているところでございます。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 答弁されていない部分が結構あるのでですね、どうしたらいいかちょっと混乱しているんですが、まず町長、全然かみ合わないですね、あなたはめどが立っている、総会で承認されたから私の責任はもうないんだという理由でしょうね。だけどどういうめどが立ったんですと僕はきいているんですよ。どんなめどが立ったんですか、具体的に。この会社はこういうことだから経営はこう改善していくんだ、そういうめどが具体的に立ったから自信を持って辞めていくというお話なんですか。まずそれを聞きたい。それともう一つは、多津美さん緊張されているから答えがあっちゃこっちゃいっているんで、僕も困るんですけど、積立をしていないで買うという行為というのはできないですよ。積立を僕はするべきだと感じるんですよ。だけどここは積立をする余地ないですよ、もうね。積立する金ないですよ。それともう一つは従業員の賞与については内部規定について、どんなような内部規定なんですかと聞いているんですよ。その内部規定があるというのは分かったんですけど。答えていないですね。それから決算について年度末になんとか払うという話なんですけれど、その持って行った金は社内で使っていると。それはおかしいんじゃない、目的外使用ですよ。管理委託料で草を刈ってくださいよとか、冬は除雪をするために必要ですよ。

○議長（館田賢治君） 櫻井議員、質問として答弁漏れしているやつがあればそれを指摘して、そして質問するやつは質問としてやってください。そして答弁もれの分は何が答弁漏れているかそれを言って、それから再度2回目の質問はその答えてくれたやつに対して、こうやってこうやって聞くんだったらこうやって聞く、そういうふうにしてやってください。

○1番（櫻井一隆君） はい、わかりました。もうめちゃくちゃになってきちゃったからね。特別利益、これは答弁漏れですね。固定資産は積立していないということでまあわかりました。それから純資産の部のことなんですが、これもまだもらっていませんし、営業外収支これ

もちよつと不十分なところがありますね。特別損失はもらったべか。

(「言った」の声あり)

(何事かいう声あり)

○議長(館田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時03分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 先ほども町長とやりあったんですがね、そちらはめどが立ったという、私はどういうめどが立ったのか具体的に示してほしいということを申し述べておきます。

その積立金についてですがね、これについて償却の積立はないということですが、その後新たに固定資産が必要になったときにはどうするのかということをも改めて聞いておきたいなと思いますね。あと従業員の賞与についてはですね私はどのような契約内容というか社内規定があるのか、それを聞いている。どんなふう書いているんだと、賞与を出すことについての。それを聞きたいなと。どんなふうにして出していたのかなと。普通はですね、赤字の会社で賞与というのはまず聞かない話ですね。摩訶不思議な話なんですよ。あと41期の事業計画、先ほども言った、460万が2回、計920万、これが内部で使っているというのは、おかしいよねと。本当に返せるのかねと、管理委託料ですからね。運営費でだしているわけではないんですよ。科目違いで使われたら困る。教えてください。

○議長(館田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) どうお答えをすればいいのか、私ずっと申し上げていますがけれども、29年の第4定例会で第三セクターの運営資金の資金貸付条例というものを皆さんの全員の賛成のもとに議決をいただきました。その中に経営改善計画というのを示してある。この計画に基づいてやれば返せますよという計画を作って議会の皆さん方にご理解をいただいて、資金の貸付条例というものを議決いただいているわけですよ。それと同時に指定管理者についても開発公社がということも議決をいただいております。これをもって私は議会の皆さんに経営計画それから指定管理者についてご理解をいただいているということで、私はめどがついたという具合に申し上げたので、それ以上のことを私どういう意味なのかよく分かりませんが、私はそういう解釈でいますので、それでめどがついたと。だから前からお約束しているように皆さん方に一応謙虚に受け止めて取締役を辞した。そして代表取締役は辞し、取締役も辞したということで。それについては取締役会でご了解をいただいているということでありますので。

昨年の第4定例会の皆さん方の議論、これ結果としては、先ほどの話のときもよくわからな

かったのですが、議会で議決をいただいたんですね。ということは議会の皆さん方はこの計画は了と、この計画に基づいて頑張ってやってくればやれますよということを議会の皆さん方からお墨付きをいただいたわけですね。それ以上にめどって、何をおっしゃっているのか申し訳ないですが私の限られた知識の中ではちょっと理解できないんですけども、私は少なくともそういう具合に理解をして、ある程度のめどがついたということを申し上げたわけですので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

まず固定資産を再取得する際のご質問にお答えしたいと思います。固定資産を再取得するにはその時の会社の経営判断でされるかと思えますけれど、その時に購入するのかあるいは状況においてはリースするのかという判断のもとですね、固定資産が整備されていくのかなというふうに判断されると思います。

2点目の手当等の支払手続きはどのようになっているのかというふうなお尋ねかと思えますけれども、まずは公社として従業員と雇用契約を結んで、雇入通知書等を出して本人とそういう契約になろうかと思えます。それに基づいて公社では給与規定がございますのでその給与規定に基づいて手当を支払うという状況になろうかと思っております。

3番目の指定管理料の部分でございますけれども、憩の家は町の施設でその管理を指定管理制度という制度のもとで現在は観光開発公社に指定管理させておまして、その管理する上で必要な経費が指定管理料となろうかと思っております。その指定管理料というのは460万という金額ですけれども、この根拠となる部分は例えば高圧電気の電気料とか、あるいは作業車が必要なのでそのリース料、あるいは夜警が必要なので夜警の警備代等々のそういうもろもろの経費を勘案して460万という額が算定されて決定されておりますので、そういう部分での使用かと思っております。

いつ返せるのかというご質問でしたので、返答のご回答は先ほどもしたかと思うのですが、年度末までに返されるものと思っております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ありませんか。

2番・後藤君。

○2番（後藤 勲君） 時間も経っていますからあれですけどね、端的に聞きますけれども41期の事業計画の中で、今の課長の答弁の中で数字やなんかについては非常に難しい面があるかと思えますので、重点事項ということで1番の社内教育によるサービスの向上だとか、社内規律の見直しと徹底と書いております。その上には町民のサービスを求めるということがありますけれども、どんなような苦情があつてこのようなことを考えてこれからやろうとしているのかちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（舘田賢治君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

少しずつ回復基調で宿泊者等のお客さんがふえてきている様子はございますけれども、まだまだ日帰り等入浴とか宴会部門でのお客様がかえってきておりませんので、社員含めてそういうサービスの部分、ウエイトレスとかのそういうような部分でのサービスの技術的な部分もまだ足りないところもあるかと思いますので、そういう部分で専門の方を招いたりしてサービス向上に努めていきたいというような内容の部分もありますし、あとはですね新支配人を迎えて新たなメニュー開発も含めながらお客様が利用しやすいような環境を整えていきたいというような内容の計画となっております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時13分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 7 番 川 村 多美男

署名議員 8 番 渡 邊 定 之

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

平成30年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年 9月12日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第59号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 2 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第61号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第62号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
議案第63号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第64号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 5 認定第 1号 平成29年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 意見書案第17号 地方自治体における消費者行政の充実・強化を求める意見書
- 第 8 意見書案第18号 介護保険制度の抜本的改革を求める意見書
- 第 9 意見書案第19号 オスプレイの訓練地域拡大をやめ、国内飛行の中止を求める意見書
- 第10 意見書案第20号 制度資金等の償還猶予を求める意見書
- 第11 意見書案第21号 日EU・EPAの慎重な審議を求める意見書
- 第12 意見書案第22号 下水道施設の改築に係る国費支援の継続に関する意見書
- 第13 意見書案第23号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 第14 意見書案第24号 私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書
- 第15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第16 議員派遣について

追加 議案第62号 平成30年度標茶町一般会計補正予算

議案第63号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第64号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

(議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会報告)

○出席議員(13名)

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 館田賢治君	

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
総務課長	牛崎康人君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	服部重典君
管理課長	相原一久君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	伊藤順司君
建設課長	狩野克則君
観光商工課長	多津美悟君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	齊藤正行君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君

教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第59号

- 議長（館田賢治君） 日程第1。議案第59号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

- 総務課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく平成30年度の被表彰者の決定について、議会の同意を求めるというものです。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰112名、善行表彰3名、勤続表彰7名の方々で文化の日でもある11月3日に表彰しようとするものであります。

なお、内容については、8月23日開催の標茶町表彰審査会において、審査いただいておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第59号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成30年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

11ページをご覧くださいと思います。

(以下、議案朗読のため、記載については省略)

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

- 議長（館田賢治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり同意してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案同意されました。

◎議案第60号

○議長(館田賢治君) 日程第2。議案第60号を議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案23ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第60号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。資料へまいります。

工事概要は、改良延長830メートル、舗装延長830メートル、車道幅員4メートル、全体幅員6メートルです。工事場所は中茶安別です。契約金額は1億5,422万4,000円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成30年8月24日です。氏名業者の状況ですが、株式会社北雄組、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、新根開発株式会社、藤原・日野特定建設工事共同企業体の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町旭2丁目9番12号、株式会社北雄組、代表取締役 尾崎幸晴

資料へ戻ります。

竣工予定日は、平成31年9月30日です。新規・継続の別は継続です。備考といたしまして、予定価格1億5,738万8,400円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) これより本案の審議に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案可決されました。

◎議案第61号

○議長(館田賢治君) 日程第3。議案第61号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第61号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

同条例は、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、本町にその事業場等を新設または増設するものに対し、固定資産税の課税免除を行い、もって本町における工業等の発展を目的に施行されたものですが、平成29年に法律の一部改正が行われ、対象業種のうち、情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターが廃止され、農林水産物等販売業が追加されたことにより、その整合性を図るべく一部改正を行うものであります。

議案書24ページ、議案説明資料は議案第61号資料、標茶町工業等開発促進条例(平成12年標茶町条例第38号)の一部を改正する条例新旧対照表をお開きください。

議案第61号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例

標茶町工業等開発促進条例(平成12年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条は、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、事業場等を新設し、または増設するものに対し、固定資産税の課税免除を行い、本町における工業等の開発を促進することを目的としているものですが、この度の法律の改正により、「情報通信技術利用事業」が廃止され「農林水産物等販売業」が追加されたことによる改正です。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第2条は用語の定義を規定しているもので、第2号を次のように改めるものです。

第2号 農林水産物等販売業

本町の地域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。

附則ですが、

第1項は施行期日等で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の標茶町工業等開発促進条例の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第2項は経過措置で、前項の規定に係わらず、平成29年3月31日以前に行われた申請、手続その他の行為については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号ないし議案第64号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第62号、議案第63号、議案第64号を一括議題といたします。

議題3案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年度一般会計補正予算（第2号）であります。道路整備、町有施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ2億293万8,000円を追加し、総額を116億

3,386万4,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、合併処理浄化槽設置整備事業補助金360万円、町有施設整備基金事業1,100万円、農業用排水維持補修事業900万円、補修工事請負費8,000万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計へ80万円を追加しております。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で323万7,000円の減額、釧路北部消防事務組合負担金で7,370万5,000円の追加をしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額、財政調整基金の繰入及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成30年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億293万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億3,386万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正です。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中学校校舎防音事業50万円の追加。耐震性貯水槽設置1,570万円の追加により補正前の限度額2億9,220万円に1,620万円を追加し、補正後の限度額を3億840万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、6 臨時財政対策債。補正前の限度額2億2,910万円から、675万9,000円を減額し、補正後の限度額を2億2,234万1,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額10億920万円に、944万1,000円を追加し、10億1,864万1,000万円

とするものです。

17ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額10億920万円に、補正額944万1,000円を追加し、補正後の額を10億1,864万1,000円とするものです。当該年度末現在高見込額であります。補正前の額117億5,281万7,000円に、補正額944万1,000円を追加し、補正後の額を117億6,225万8,000円とするものです。

以上で、議案第62号の提案趣旨の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第63号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、平成29年度の退職者医療療養給付費等交付金および高額療養費共同事業負担金の額の確定に伴う補正で、歳入歳出の補正の内訳は、歳出では諸支出金の追加。歳入では、繰越金の追加です。

なお、本案につきましては、8月28日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成30年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,870万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 続いて、保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容について、ご説明

いたします。

本案は、平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定歳入歳出予算の補正予算であります。

主なものとしましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、民間事業者の設備設置について標茶町が補助金を支出することに関する予算計上並びに介護保険法の改正に対応するシステム改修の負担金に関し予算計上を提案するものです。

また、平成29年度の事業実績による介護給付費負担金及び補助金、地域支援事業交付金及び地域支援事業支援交付金の清算に伴う不足額について、過年度分交付としての交付金と介護給付費負担金の返還金を計上いたしました。返還金の財源といたしましては、前年度繰越金を充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。補正予算書をご覧ください。

平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,907万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,061万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページ「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案64号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、3案は直ちに議長を除く12名で構成する「議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題3案は、議長を除く12名で構成する「議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午後 2時16分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（館田賢治君） 日程第5。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎諮問第2号

○議長（館田賢治君） 日程第6。諮問第2号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 諮問第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであり、議会のご意見を求めるものであります。以下、内容についてご説明を申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字塘路32番地39。氏名は石窪しのぶ。生年月日は昭和22年5月3日です。お手元に配付しました経歴書の詳細につきましては、説明を省略させていただきますが、氏は教員としての豊富な経験を有し、平成25年から人権擁護委員としてご尽力をい

ただいであり、引き続きお願いいたしたく推薦いたすものであります。

以上で、諮問第2号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は、「適任と認める」答申といたしたいと思ひます。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立多数であります。

よって、本件は「適任と認める」答申とすることに決定いたしました。

◎意見書案第17号

○議長（館田賢治君） 日程第7。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第18号

○議長（館田賢治君） 日程第8。意見書案第18号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案を、原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第18号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第18号は原案否決されました。

休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第19号

○議長（館田賢治君） 日程第9。意見書案第19号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第19号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第19号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第19号は原案否決されました。

◎意見書案第20号

○議長（館田賢治君） 日程第10。意見書案第20号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第20号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第20号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第20号は原案否決されました。

◎意見書案第21号

○議長（館田賢治君） 日程第11。意見書案第21号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第21号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第21号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第21号は原案否決されました。

◎意見書案第22号

○議長（館田賢治君） 日程第12。意見書案第22号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第22号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第22号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第23号

○議長(館田賢治君) 日程第13。意見書案第23号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第23号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第23号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第24号

○議長(館田賢治君) 日程第14。意見書案第24号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第24号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第24号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(館田賢治君) 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(館田賢治君) 日程第16。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

10月20日から21日に札幌市で開催されます、北海道女性議員協議会総会に鈴木議員を、11月7日から8日に弟子屈町で開催されます、釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会委員長より、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号・議案第63号・議案第64号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第62号ないし議案第64号

○議長（館田賢治君） 議案第62号・議案第63号・議案第64号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第62号・議案第63号・議案第64号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号・議案第63号・議案第64号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成30年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 2時34分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 7 番

川 村 多美男

署名議員 8 番

渡 邊 定 之

署名議員 9 番

鈴 木 裕 美